

令和6年第4回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和6年12月3日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

- | | | | |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長 | 土屋 浩 | 副町長 | 久保田美智雄 |
| 教育長 | 大須賀宏明 | | |
| 総務課課長補佐 | 米倉和彦 | 企画ダム対策課長 | 今泉伸康 |
| 津具総合支所長 | 佐々木智則 | 生活課長 | 松井良之 |
| 産業課長 | 遠山雅浩 | 保健福祉センター所長 | 依田佳久 |
| 建設課長 | 村松浩文 | 町民課長 | 小川泰徳 |
| 財政課長 | 関谷 恭 | 教育課長 | 加藤直美 |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 今泉吉人議員

(1) 高齢者家庭に対するエアコン購入費用の助成について問う

(2) 民生委員の処遇について

2 原田純子議員

(1) メタバースの検討について

(2) AED 設置について

(3) 旧駒ヶ原分校の水の確保について

(4) 町内1園への協議と保育士不足解消について

3 村松一徳議員

- (1)保育士配置基準等の見直しについて
- (2)小中卒業生への教育評価（アンケート）の実施について

4 田中邦利議員

- (1)暮らしを支える地域公共交通の利便性について
- (2)旧来の町民と、町外からの住民、外国人とが共生する設楽町について

5 原田直幸議員

- (1)水源地域整備計画等の変更について
- (2)豊橋市長選挙の結果を受けて
- (3)設楽町学校給食センター（仮称）の建設について

6 村松純次議員

- (1)暮らしやすい設楽町をみんなで創っていくためには。

7 七原 剛議員

- (1)第9期設楽町高齢者福祉計画について
- (2)設楽ダム小水力発電事業について

日程第6 承認第2号

専決処分の承認について

日程第7 議案第58号

設楽町保育所条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第59号

令和6年度設楽町一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第60号

令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第61号

令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第62号

令和6年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。それではただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和6年第4回設楽町議会定例会第1日を開会します。

議長 これから、本日の会議を開きます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和6年第15回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和6年第4回定例会第1日の運営について、去る11月27日に議会運営委員

会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、「諸般の報告」は、議長から、例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取り扱いについて報告があります。

日程第4、「行政報告は」、町長より報告があります。

日程第5、一般質問は、本日7名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。

本日提案されている案件は、町長提出6件です。

一括上程する案件は、日程第8、議案第59号から日程第11、議案第62号までの4議案です。それ以外は、順次1件ごとに上程します。

日程第6、承認第2号つきましては、本日、質疑、討論、採決をします。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧を参照にしてください。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番村松一徳君、及び2番村松純次君を指名します。よろしく申し上げます。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間としたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

会期は16日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果について報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和6年9月、10月、11月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、5ページ報告第13号のとおり議員派遣の報告をいたします。

次に、陳情書の取り扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してあり

ますとおり、陳情2件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号18を文教厚生委員会に付託。陳情受理番号19は議長預かりとすることに決定いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。

町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、12月議会定例会初日の開催にあたりまして御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

師走に入り、朝晩の冷え込みが強くなっておりますけれども、例年に比べると、比較的過ごしやすい日が多いかと感じています。長期の天気予報でも、平年より晴れの日が多いと予報されておりますけれども、年末にかけては、体調管理には十分に気を付けてお過ごしいただきたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、最初に、当初予算の編成についてであります。

令和7年度当初予算につきましては、例年どおり、現在、財政課で作業を進めております。今月中旬からは副町長査定、年明け1月早々に、わたしの査定によって大枠を固め、最終調整を行った後に、2月の議会全員協議会で公表する予定であります。

7年度予算につきましては、私の任期最終年度の予算編成となりますけれども、基本的には6年度同様、総合計画、総合戦略、新過疎計画に掲げられた各種施策の着実な執行を基本としつつ、町の将来を見据えた行政基盤の確立のための見直し、特に財政のスリム化を意識した、次世代・未来につながるまちづくりを着実に進めていく予算としたいと考えております。

なお、一般会計予算では、合併して20周年に係る事業を計上し、大型事業といたしましては、北設情報ネットワークの民間移譲経費を新たに見込み、その他、田口公共下水道事業に係る繰出金など、昨年度を上回る予算規模となる見込みでありますけれども、今後の財政収支の均衡を意識した予算編成を行っております。

また、公共施設管理計画につきましては、10月24日から町内4地区で説明会を開催をいたしまして、区長さんなど、区の関係者へ町の基本的な考え方について説明し、意見等をいただきました。今後はこの意見を踏まえ、地区の方々との話を進めてまいりたいと思います。

次に、9月議会で上程し議決していただいた、「訴えの提起」について御報告を申し上げます。

令和4年度設楽町外国語指導助手派遣業務委託に係る委託料返還請求事件の口

頭弁論が、11月21日木曜日に名古屋地方裁判所で行われました。当日、相手方は出頭せず、訴状に対する答弁書もなかったため、欠席判決となりました。判決は、11月28日木曜日に言い渡しがあり、その2週間後に確定する見込みです。判決確定後は、松山顧問弁護士が相手方との連絡、調整を進めていただくこととなります。

続いて、WRCについてであります。

昨年に引き続き、WRC世界ラリー選手権の日本ラウンドが行われ、11月22日金曜日に、設楽町の沖駒地区をコースとして開催されました。

観戦エリアでは、観客、ボランティアスタッフなどの関係者およそ400名ほどが訪れました。また、パブリックビューイングの会場の役場議場には230名、つぐグリーンプラザでは50名ほどが利用されました。リエゾン区間である道の駅したらなどでは、2,000名ほどが沿道でラリーカーを応援していただきました。昨年より多くの方がこの町を訪れて関わっていただきました。来年は11月6日から9日に開催されることが決まっておりますが、引き続きコースに選定されることを期待しております。

次に、設楽ダム本体工事着工式についてであります。

11月23日の土曜日に設楽ダム本体工事着工式が挙行され、国会議員をはじめ多くの方々から御出席をいただき、盛大に挙行されました。議員の皆様にも御出席をいただきましたが、私からもダムに関わる半世紀の想いと、設楽ダムの早期完成、水源地域の更なる振興となるよう、ダム完成後もこの地域が寂れていくことのないよう責任を持って進めていく決意を述べさせていただきました。

次に、11月26日火曜日に東栄町のグリーンハウスにて大村愛知県知事御出席のもと山村問題懇談会が開催され、「アウトドアスポーツを活用した三河山間地域の活性化について」をテーマに、各市町村長が要望や意見を述べ、県からそれぞれ回答をいただきました。設楽町では、WRCをはじめ、奥三河トレイルランニングやオリエンテーリングといった、アウトドアまちづくり推進室が行っております活動の紹介をいたしました。

最後に、イベントについてであります。

11月30日土曜日に、役場駐車場とキャノピーにて設楽町商工会青年部主催で開催されました設楽夜市では、多くの町民の方が参加され、設楽ダム本体JV工事事務所の方々と深く交流することができました。

また、今週末の7日土曜日には、愛知県市町村対抗駅伝競争大会が、愛・地球博記念公園で開催されます。選手、コーチの皆さんは、数か月前から貴重な時間を割いて一生懸命練習しておられますので、前回の、町村の部12位を上回る成績となるよう、私も現地でしっかりと応援をしたいと思っております。また、テレビ放送に加えまして、動画配信情報サービスLocipo（ロキポ）で無料ライブ映像が配信されますので、そちらも御覧いただき、設楽町のチームを最後まで応援していただきたいと思っております。

また、同じ7日土曜日に、町内では冬の恒例のイベントとして、午後3時より奥三河総合センターにおいて、「奥三河星空フェスタ 2024」が開催されます。天候を少し心配しているところでもありますけれども、今年は私が出られませんので多分晴れると思いますが、会場内では、屋外に設置されたこたつにあたりながらの星空観察会や巨大プラネタリウム、体験ブースやライブなどが行われる予定であります。御都合のつかれる方は、是非御参加していただきたいと思っております。

本日は、衆議院議員総選挙に係る補正予算、専決処分の承認1件、条例改正1件、補正予算4件の計6件を上程させていただきました。

なお、例年、この時期に上程しております、人事院勧告に伴う給与条例等、関係条例の一部改正につきましては、関連法案が11月29日付けで閣議決定をいたしました。法案の可決成立後に上程することを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

提出させていただいた議案につきましては、本会議及び委員会において慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。定例会初日に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。

初めに、9番、今泉吉人君の質問を許します。

9今泉 おはようございます。トップバッターであります。

議長のお許しを頂きましたので、ただいまから一般質問を行います。私は、今日は2件行います。

最初に、質問方法は一問一答方式で行いますのでよろしくお願いいたします。

「高齢者家庭に対するエアコン購入費用の助成について問う」という件名で行います。今回、私はこの件名で質問しますので、よろしくお願いいたします。

ここ数年来、二酸化炭素の影響から世界的な温暖化が進んでおり、日本の春夏秋冬にも変化を来し、春と秋が短縮する時代が迫っています。その反対に夏と冬が長くなるとも言われています。この地球規模の変化を私達はどのように捉えていけばいいのか考えてみました。

過日、このような新聞記事がありました。それは、高齢者の皮膚の変化で体温の調整が困難を来し、夏の暑さ冬の寒さが感じられなくなっているという専門家の医師が発表しています。戦後の団塊世代もいよいよ後期高齢者に突入し、自己管理を要求しても皮膚の老朽化には叶わない状況になっています。

設楽町においても少子高齢化が進んでおり、子育て世帯にあっては、設楽町も子育てしやすい環境を整えて安心して出産、育児、教育等を支援し充実している

と思いますが、高齢者世帯の福祉、経済面等の支援の取組はいかがなものかと言わざるを得ません。今回のように温度差の変化により、高齢者の生活基盤が崩れ去ることを懸念します。

また、近隣住民の声かけ運動による安否確認や民生委員等が中心となり訪問活動等を親身になり取り組んでいただけることを希望します。

特に、年々の異常気象により、一人暮らしの高齢者にとってどのように自己の体温調整をしたら良いか考えさせられます。高齢者は、一般に体温の調節に関わる生理機能が低下すると言われており、暑さ、寒さを感じて適切な衣服を選んだり、空調をつけたりする機能も低下すると言われています。

具体的には、暑くなった時に汗腺が汗を分泌するタイミングが遅くなり、出せる汗の量も減少すると言われ、発汗も同様で低下するようです。さらに寒い環境では、体で熱をつくる能力の低下や筋肉量の減少による断熱効果も高齢者は低体温になりやすくなるようです。

このようなことから、高齢者は夏の暑さで屋内での熱中症にかかりやすく、年齢が上がるほど発生率が高くなると日本救急医学会の調べでわかっています。高齢者の熱中症による救急搬送者数は、49.4%に上っており、その対策が急務です。

本年も4月中旬頃から真夏日が続き、5月から9月の間にあっては、日中は猛暑が長期間続いていました。10月になっても晴れ間がある時は真夏日になっていました。このように、気候の変化は世界的に異常気象が続いており、自己管理をしようとしても神経が追い付かない状況です。

今夏の熱中症と思われる救護隊で運ばれた搬送者数は全国で約10万人、死者120人、重傷者2,178人であることを総務省消防庁がコメントしています。熱中症の発生場所は、住宅の中38%と最も多く、搬送された人の57.4%が65歳以上の高齢者だそうです。このような実態からエアコンが必要不可欠と思いました。

本年11月15日、中日新聞朝刊に熱中症警戒アラートが載っていました。それによると、同年4月24日から10月23日の運用期間で過去最高の1,722回発表されています。年度別ですと、令和3年が613回、令和4年889回、令和5年が1,232回で年々増え続けており、本年度は先ほど申しました数字になり高齢者にとっては、温暖化の影響により生活環境が厳しい状況下であることがわかりました。この警戒アラートは、気温と湿度などから算出する暑さ指数33以上と予想された場合に、気象庁と環境省が発表しています。参考にして下さい。

こんな環境の中で、私が、今夏に設楽町のある高齢家庭に訪問した際、息子さんが暑さでエアコンを入れていたのです。しかし、高齢の女性は寒いと厚着の服を着ていました。その高齢女性に、「何で厚着の服を着ているの」と尋ねると、「寒いので着ている」と答えていました。どうみても普通の人を感じる温度とは異なると思われましたが、高齢のため皮膚の温度調整が出来なくなっていると感じました。この影響はエアコンの調整と思えたのですが、先程も申しましたよう

に、皮膚機能が衰え、体温の調整と神経作用が混同し、普通の生活が出来なくなっていると感じました。

このような実態をインターネットで調べると、「療養生活の知恵(病気・症状)」という題名の記事を拝見しました。真夏なのに厚着で寒がる高齢者、その原因と対策の内容を確認すると、1、高齢者が夏なのに寒がる理由。(1)体温調節機能低下。(2)筋肉量の低下。(3)自律神経の働きの低下。(4)見当識障害・判断力の低下。2番目、高齢者の熱中症対策。(1)気温を確認できるようにする。(2)水分補給を促す。(3)エアコンの調整をする。(4)薄手の衣類を身に着けてもらう。(5)適度の運動を勧める、と記載されていました。これは、いずれも、加齢に伴う外から加わる刺激に対する反応が鈍く、夏の暑さ、冬の寒さに皮膚が対応出来なくなると記載されていました。

したがって、特に高齢者にとっては、夏、冬の体温調整をするにはエアコンが選択肢で必要と思いました。

以上の内容から、下記の質問をいたします。

1、本年度、北設楽郡内で今夏に熱中症と思われる救急患者で搬送された人数並びに年代と設楽町内ではどのくらいあったのかお聞きしたい。

2番目以降は、質問席で行います。

[今泉吉人議員質問席へ移動]

町民課長 では、最初の質問の救急患者数についてお答えをいたします。

6月から10月までの熱中症の救急搬送件数は、郡内では計12件、そのうち設楽町内は5件でした。年代別では、郡内で75歳以上が9件、65歳から75歳未満が2件、13歳以上18歳未満が1件となります。ただ、町内では75歳以上が4件、13歳以上18歳未満が1件となっております。

以上です。

9今泉 ありがとうございます。

それでは、続いて行います。2、設楽町も人口減少で、9月現在4,083人、来年度には4,000人を切ると言われています。高齢者を守るためにも室内環境を良好にするための措置が必要と思いますが、町はどのような方策、広報等をするか、そのお考えをお聞きしたい。

保健福祉センター所長 保健福祉センター、依田がお答えします。

保健福祉センターでは、環境省の熱中症警戒情報が常時得られるよう、メール配信サービスに登録しています。気温が著しく高くなることで人の健康被害が生じる恐れのある場合に発せられる熱中症警戒アラート、及び、より重大な被害が生じる場合に発せられる熱中症特別警戒アラートが発令された場合には臨時の防災行政無線を放送することで住民の皆様への注意喚起、情報提供に努めています。

広報紙への記事掲載につきましては、熱中症警戒アラートの運用が開始された令和3年度の1回のみには留まっていますが、広報誌を貴重な情報源とする高齢者

の皆様のことを考えまして、今後は夏季を中心に毎年掲載するよう努めていきたいと思いをします。

また、併せて参考までにお伝えします。気候変動等適応法の改正に伴い、暑熱から避難するための施設として、したら保健福祉センター等の町内施設がクーリングシェルターに指定されています。これは、室内の対策ではございませんが、室外での方策として御紹介させていただきます。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いて、行います。3、高齢者、生活困窮者に対するエアコン購入など助成事業は、設楽町にあるかないかお聞きしたい。あるならどのような条件をクリアすればよいか、ないなら、熱中症等の対策に助成する必要があると思えるが、町のお考えをお聞きしたい。

町民課長 ただいまの質問について、お答えさせていただきます。

設楽町には高齢者や生活困窮者に対するエアコン購入に関する助成制度はありません。ただし、生活困窮者については、生活保護受給開始者に対して、ほぼ開始時にエアコンがないなどの制限はありますが、6万7,000円の範囲内で生活保護費の中から支給される規定があります。しかし、基本的には生活保護世帯もエアコンの購入費は保護費の中でやりくりをして計画的に購入することとされています。また社会福祉協議会の貸付金を借りて購入する方法もありますが、この場合には返済義務が発生します。

熱中症は生命に関わる重大な事故につながる可能性もありますが、エアコン購入費に関しては、本来は住民の皆さんの普段の生活費の中から工面して捻出するものとも考えられます。

以上のことから、エアコン購入助成については慎重に検討をしたいと考えていますが、周辺市町村の事例を参考にしながら、かつ財政部署とも調整をしながらより良い方法があれば検討材料としていきたいと考えております。

9 今泉 はい、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思いをします。

続いて、まいります。4番目。

現時点で、高齢者家庭におけるエアコン設置による補助制度を活用し、助成金交付をしている自治体は、愛知県はどのくらいあるのかお聞きしたいと思いをします。

町民課長 関係部局等で確認をしたところ、明確なデータはありませんでしたが、県下では、東海市、一宮市、岡崎市が省エネ家電製品購入促進補助金として1万円から3万円の補助を実施しております。ただし、この補助は高齢者等の熱中症対策を目的としたものではなく、環境に配慮した省エネルギー型電化製品を購入する際に補助の対象となるものです。全てのエアコンが対象となるわけではなく、省エネ性能に優れたエアコンを購入する場合に対象は限られます。

また扶桑町では、エアコン購入が困難な生活困窮世帯に対して購入費の補助を行っています。非課税世帯、生活保護を受給していないなどを条件に上限5万円までの補助となっています。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いて、行います。5番目。熱中症にかからないための注意事項について、設楽町は住民に対し、特に高齢者家庭に対し、どのような対策が必要か、町のマニュアルがあるならお示し下さい。

保健福祉センター 保健福祉センターの依田がお答えします。

町独自のマニュアルはございませんが、関係省庁が提供する対策情報を参考に防災行政無線などでは、①室内や夜間であってもエアコンを使うこと。②外出や運動をなるべく避けること。③のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をすることを重点的に呼びかけています。特に高齢者の場合、エアコンは体に良くないというお考えをまだお持ちの方も多と思われることから、エアコンをうまく使うことを重点的に呼びかけております。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いて、行います。6番目。冬になると、高齢者は老人性低体温症という甲状腺ホルモンの分泌機能が低下し、寒さに対しても弱いと言われています。設楽町はこのような世帯を把握し、どのような支援策を考えているかお聞きしたいと思います。

保健福祉センター所長 お答えします。低体温症は基礎代謝と体温調整機能の低下が関係していることから、身体機能の衰えや運動量が少なくなりがちな高齢者に特に多いとされています。

予防のポイントとしては、①体を動かすことを習慣づける。②暖かい飲み物や食べ物を意識的に摂取する。③10分以上湯船につかる習慣をつける、またはぬるめのお湯に20分以上つかる。④室内を20度以上に整えるといったことが挙げられます。

これらポイントを踏まえますと、対象世帯を掌握することは困難でございますが、これらは低体温症に限ったことではなく、現在保健福祉センターが積極的に進めている、高齢者のフレイル——フレイルとは虚弱を意味しますが、フレイル対策とも関連性が大きいものです。

また、9月の決算委員会でも人間ドックに関する御質問を頂いた際、何よりも日常的な取組が大切とお答えしましたが、低体温症も同様であることから、現在の保健福祉センター事業をうまく繋いでいくことで支援に努めていきたいと考えております。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いて、行います。7番目。エアコンの助成については、全国の高齢者家庭に対し助成金の交付をしていることがネット検索で分かっています。愛知県でも先ほど町民課長が言われたように助成金1から7万円を助成している自治体があります。設楽町においても夏の暑さが厳しくなっていており、高齢者が快適に過ごせる施策を考える必要があると思います。よって、エアコンの購入の支援策を考えてもらえないか、町の見解をお聞きしたいと思います。

町民課長 ただいまの質問ですが、3番の質問でもお答えしたとおり、今後方法があれば検討材料としていきたいと思います。

9今泉 はい、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、最後に8番目。最後になりましたが、高齢者、低所得者の家庭に対するエアコン購入にかかる助成金について、どのように捉えているか、また予算化の検討も必要と思いますが、町長のコメントをお聞きしたいと思います。

町長 担当課がお答えしたとおりでありますけれども、熱中症は命に関わる重大な事案につながる可能性がありますので、住民の皆さんが安心して生活できる環境を整えていくことは重要だというふうに考えております。

しかし、町の財政も将来的に決して余裕のあるものではありません。助成金以外の有効の手だてがあればそのほうを選択するということもありますが、新たに補助金を創設するということとなると、財源などの問題も発生してまいります。時代の変化とともに、やらなければならないことというものが出てくるわけでありまして、いつも議員の皆さんにもお話をさしていただいておりますけれども、積み上げていくだけではやっぱり町の財政は成り立っていきません。ですので、今一生懸命スリムにしていこうと、やめられるものはやめていこうということを考えておるわけでありまして、なかなかそれが見つからないのも事実であります。ですので、ぜひ議員の皆さんも一緒になって、どこをやめて何を新たにやっていくのかということ、私そういう意味を持って懇談会をやっておりますけれども、ぜひ議員の皆さんにも一緒にお考えいただけたらなというふうに思っております。

9今泉 はい、分かりました。よい結果が出るように、町長の決断でよろしくお聞きいたします。

続きまして、件名は変えます。「民生委員の処遇について」をお伺いします。

民生委員の仕事は、高齢者、障害者等と要支援、介護者等の調査や実態把握、相談等幅広く活動していると思いますが、具体的に地域住民に対し、多種多様な課題に直面し積極的に取り組んでいることは敬意を表します。

民生委員は介護や病気等をはじめ、適切な福祉サービス等を受けるようにサポートするのも大事な仕事の一つであることも聞いています。また、民生委員法で守秘義務もあり、個人情報も守られているため、高齢者等の私生活の相談もかなりあると思います。特に一人暮らしの高齢者世帯には定期的な訪問活動が必要不可欠で、安否確認も兼ねることから大事な仕事で感謝されています。

そこで、このようなことから下記の質問をしたいと思います。

1、民生委員は高齢者世帯等に対してどのような仕事をしているのかお聞きしたいと思います。

町民課長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

民生委員の職務は、高齢者に限定されるものではなく、広く町民のために活動をするものであり、その内容は民生委員法第14条に規定されています。

具体的な活動としては、1、住民の生活状態を必要に応じて把握。2、援助を必要とする者の生活に関する相談に応じ、助言をする。3、援助を必要とする者に対して福祉サービスを適切に利用するための必要な情報の提供その他援助をする。4、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉活動に関する活動を行う者と連携を密にして、事業及び活動の支援をする。5、社会福祉法に定める福祉に関する事務所などの行政機関の業務に協力をする。6、その他、必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う、があります。

以上です。

9今泉 ありがとうございます。民生委員の人は、大変だと思います。

続きまして、2番目を行います。

民生委員の報酬は無報酬と聞いていますが、ある自治体では、報酬の名目で活動費が支給されていると聞いていますが、設楽町も活動費の支給があるかないか、また、これ以外の支給もあるかお聞きしたいと思います。

町民課長 はい、活動費等ですが。民生委員の活動費に関しては、1、民生委員定例会に出席した費用弁償として1回1,000円。2、調査活動をした活動費として年額10,000円。3、活動に要した旅費として年額5,000円。4、研修等に自家用車で参加した場合の研修旅費として1キロあたり25円を町から支給をしています。また、5、日常活動に要した弁償費として年額6万200円が愛知県より支給されています。

以上です。

9今泉 ありがとうございます。無報酬に近い額が出ていることが分かりました。

続きまして、3番目。設楽町の高齢者から、ある地区の民生委員の方は1回も訪問活動をしてくれないと嘆いていましたが、民生委員の訪問は年に何回ぐらい義務付けられているか、お聞きしたいと思います。

町民課長 民生委員の活動はあくまでもボランティアの一環として願いをしています。

1番目の質問でお答えした内容が民生委員の活動となりますので、それに基づいて活動をしていただいております。月1回の民生委員協議会定例会の参加はお願いしていますが、それ以上の具体的な個々の活動については定めはなく、年に何回訪問をするといったような規定もありません。したがって、訪問や相談受付といった個々の活動については、委員さんの普段の生活に合わせてお願いをしているところです。

以上です。

9 今泉 やっぱり民生委員はボランティア活動でやっていますが、何にしても、高齢者家庭、子育てもありましたかね、乳幼児の関係のほうも、そういうことでやってもらいたいと思います。大変な仕事でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に、3番原田純子君の質問を許します。

3 原田(純) おはようございます。3番原田純子です。議長のお許しを得ましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

令和6年度、設楽町全域で開催された地区懇談会において、名倉地区の住民の皆様からいただいた、いくつかの御意見や御質問、御要望を基に、それらを踏まえ、自身の視点を加味して4点に絞ってランダムに質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

設楽町制20周年記念事業に予定されている事業の3つのうちの1つ、メタバース——仮想空間創生についてお伺ひいたします。

「持続可能な町を目指し、多様な主体が関わる協働のまちづくりを実践する手段として、また、町全体を設計し、防災機能の強化や、まちの魅力向上を行うため、未来の設楽町に向けたメタバース(仮想空間)創生を検討します」と、このように地区懇談会用資料に記載されています。

①上記に掲げられた記述がメタバース導入の目的であると思ひますが、だとすれば、漠然としていて明確なビジョンが伝わって来ないのですが、その御説明をお願ひいたします。

質問席に移らせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは、原田議員の質問からです。漠然としていて明確なビジョンが伝わってこないとの御指摘がありました。設楽町が来年度にメタバース空間を作り上げていくことではありません。メタバース創生にあたっては、協働のまちづくりを実践していく手段として考えています。設楽町の将来を考えていく上で、関係人口の創出やそれらの利便を向上することに期待できます。まずは、20周年記念事業として、メタバースがもたらす可能性を住民のみなさんと体験していただき、その内容や活用方法を検討していくことで協働の経験を積む第一歩になるのではないかと考えております。

3 原田(純) 設楽町がつくっていくことではないということは、業者さんがおつくりになるということでしょうか。

町長 言葉が足らなくて申し訳なかったです。来年度中にメタバース空間をつくり上げてしまうということではなくて、徐々にやっていく、それを業者にもお願ひをしなきゃいけない部分はありますけれども、町として、順番につくり上げていく

初期の段階ということで、まず、住民の皆さんと一緒に将来を考えていく上で、手法として検討しておるということです。

3 原田(純) そうしますと、この後の質問がちょっとどうかと思うんですけど、質問します。導入コスト、ランニングコストなどの試算が分かりましたらお教えください。

企画ダム対策課長 20周年記念事業においては、メタバース空間の体験を行うことで理解を深めていただくことを目的としており、来年度予算としては約40万を要求したいと考えております。その内容として、メタバース空間に関する基礎知識としての公演、ヘッドマウントディスプレイを着用したメタバース空間の体験、実際にメタバース空間を個人でつくるための講座開設などを考えております。それらについては、豊橋技術科学大学にお願いしたいと考えております。

なお、独自でメタバース空間をつくり上げた事例としては、静岡県静岡市では約1,000万円で移住促進のためのメタバース空間をつくったという事例がございます。

今後、設楽町でメタバース空間に取り組んでいく場合は、デジタル田園都市国家構想推進交付金などの補助金や交付金を利活用していくことを考えております。

3 原田(純) はい。少しずつちょっとこの質問事項が変化しそうなんですけど、書いてありますので、このように質問させていただきます。

NTTデータグループのコンサルティングファーム・クニエがメタバースビジネスの実態調査を実施し、事業化の成否が判明した取組のうち、約9割が事業化に失敗したという調査結果を出しています。

③メタバースの知見にすぐれた役場内の担当者はいらっしゃるのか、お伺いいたします。併せて、導入を考える前にその分野の人材育成に注力されることが肝要かと考えますが、御意見をお聞かせください。

企画ダム対策課長 役場内にはメタバース空間の知見にすぐれた職員はいません。先ほども申し上げたとおり、メタバースは協働でまちづくりを行うための手段であり、創造そのものが目的ではありません。

10年前を比較しても、世界を取り巻く環境が大きく変わってきた私たちの社会を、合併20周年を迎える来年度にメタバースという先進技術を住民の皆様とともに体験し、設楽町をどのようにしていくか共に考えていくことを重要視しています。また、人材育成については、先進技術を伴う分野であることから、知見にすぐれた民間会社に協力していただくことになるのではないかと考えています。

3 原田(純) 導入コスト、ランニングコストは来年度40万ということでしたので、ちょっと低いなあというか、静岡市が1,000万をかけてつくられたということでしたので、ちょっとその構想の範囲がすごく違っていたなということは思います。

次、④メタバースを安定的に利用し、ネットワークの快適な通信環境でリアルタイムのメタバースを楽しむためには、リアルタイムでデータを送信するために必要な技術の一つである5Gの通信環境が必要であるという説明がネット上にあ

りましたが、それについて、その説明は正しいのでしょうか。また、通信環境が脆弱な設楽町でメタバースの運用は可能なのでしょうか。お考えを伺います。

企画ダム対策課長 リアルタイムで楽しむには、5Gが必要であるとネット上に書いてあったそうですが、その説明が正しいかどうかの回答はできません。確かに5Gの通信環境があれば、より望ましいとは思いますが、どこまでのものを求めるかにもよりますが、現在開設されているメタバース空間であれば、現在の北設情報ネットワークでも遅延なく使用することができますし、メタバース空間を楽しむには通信速度のみが影響するのではなく、場合によっては使用する機器も影響すると聞かれ、ガジェットという通信機器のアップデートが必要になってくる可能性もございます。設楽町における今後の通信環境の改善については、現在、北設広域事務組合で北設情報ネットワークを民間移譲していく動きが進んでおり、将来に向けて改善されていくのではないかと考えております。

3 原田(純) 5番目の質問ですが、これはもう町長がお答えくださったんですけど、改めてお伺いします。

メタバースを運用するには、時間をかけて確実に、着実に進めることが肝要ではないかと考えます。来年度の設楽町20周年記念事業に向けた取組は時期尚早ではないのでしょうか、お伺いします。

企画ダム対策課長 20周年記念事業に向けた取組は時期尚早という御指摘ですが、既に存在している先進技術を住民の皆さんとともに体験できる機会を提供したいという主旨ですので、時間をかけて確実に、着実に進めることに当てはまった取り組みと考えております。なにとぞ、御理解いただき、御参加していただきたいと思っております。

3 原田(純) ありがとうございます。では、次の質問です。

現在、AEDが設置されているのは、町内に何か所ありますか。加えて、個別の設置場所の名称も御教示下さい。

米倉総務課課長補佐 現在、町内には46か所にAEDが設置してあります。地区別では田口地区17台、清嶺地区10台、名倉地区9台、津具地区10台となっています。施設別では、役場、つぐグリーンプラザ、保健センターなどの公共施設に12台、町内各小中学校及び保育園に10台、地区集会所に18台、その他老人福祉施設、道の駅などで6台となっています。

以上です。

3 原田(純) ありがとうございます。集会所に18台、すでに設置されているということですか。

次の質問。AEDを集会場などの各区に1台を設置していただきたい。それと、住民の皆様がそれぞれ緊急事態に対応できるようにAEDの講習会を開いていただきたいとする2つの御要望に対して、町からの答えは、検討するというものでした。その後要望から2か月が経過しましたが、検討の結果どのようなお答えを頂くことができるのかをお伺いします。

米倉総務課課長補佐 AEDの設置につきましては、町内 32 行政区のうち 27 行政区に設置されております。各地区に均等になるように配置しておりますので、面積の小さい区、あるいは隣接する区が多い区には結果的に未設置となっておりますけど、AEDまでの距離などはそれほど大差はなく、数的には足りていると認識しております。ですので、増設の予定は今のところございません。

AED設置場所は、防災マップ、あるいは防災アプリで確認できますので、日頃から自分たちの地区のどこに設置してあるのかを確認していただき、万が一の時に備えていただきたいと思います。

参考に申し上げますが、昨年度AEDにかかった経費は、2台新規更新で52万8,000円。これは古いものと交換したということで2台新しくしております。あと、AEDのパッドやバッテリーの交換で56万120円、合計で108万8,120円の経費がかかっております。今年度も同額程度の予算執行を予定しております。

次に、AEDの講習会についてですが、新城市消防署が年に2回の普通救命講習、年に1回の上級救命講習を町内で定期的で開催しております。また、希望があれば応急手当講習を随時開催し、AEDの取り扱い方を指導していただいておりますので、地区の集会時など皆さんお集りの時に一度消防署のほうに申し込みをされるとよいかと思います。清崎・田内区では合同で年に1回、毎年AEDの講習を申し込みされているそうです。

参考ですが、以上です。

3 原田(純) ありがとうございます。よく分かりました。

次は、旧駒ヶ原分校の水の確保についてお聞きします。

その前に、事前に提出しました内容の一部を変更し、事実在即して改めさせていただきますことをお許し願いたいと思います。

標高 900 メートルに位置する水道未普及地帯である沖・駒地区の旧駒ヶ原分校は、WRC、オリエンテーリング、キャンプなどの拠点となっており、令和4年の広域農道奥三河線(二期地区)開通以来、魅力的な拠点と魅力的な自然環境を求めて訪れる、ことに御子様連れのお家族も増えて、春・夏・秋の日の週末ともなると、かつて開拓の地であった一帯に賑わいが見られます。お祭りには200名ほどの集まりがあったと聞きました。

さて、ここから地区懇談会で出された御要望に移ります。

⑧旧駒ヶ原分校で使用する水は、50年程前に、私有地をお借りして手作業で掘った井戸からの水をヒューム管で引いてタンクに水を貯蔵し、飲料水やトイレの水に使っているが、今年は雨が少なくタンクに水が貯まらず、渇水状態が続いた。水を常時確保できるかどうかは、気象などの自然現象に委ねるしかない現状がある。常時、水を確保できる手立てが整わないとこの先が続かないので何とか手立てを考えていただきたい。

以上の御要望に対して、どのような施策を提示していただけますか。早急の御対応をお願いいたします。

生活課長 旧駒ヶ原分校の水の確保についてです。設楽町では、水道施設の整備が困難な水道未普及地域において、飲用井戸などを設置し、安定した飲料水の確保を図るため、飲料水安定確保対策事業補助金の交付を実施しております。こちらの補助金交付要綱は平成21年4月1日に施行され、基本的には、補助対象地内に住所があり、引続き3年以上居住することが見込める世帯に対し飲料水を含めた生活用水の確保を目的としております。

旧駒ヶ原分校については、使用目的や現状などを確認させていただき、要綱に従い、事務を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

3原田(純) 今、要綱に従い考えさせていただくとおっしゃいましたが、それは、まだ結論は出ていないという認識でいいのですか。

生活課長 補助金の交付有無については、使用目的や現状を確認させていただいたうえで判断をいたします。

以上です。

3原田(純) やっぱり、水道未普及地帯というのは、上下水道が整っている地域と異なりますので、平等性というところから考えれば、やはり使えるような手だてをお願いしたいと思います。

次は、町内1保育園の運営への協議と保育士不足の対応についての質問です。

清嶺保育園と公営となる田口宝保育園との統廃合は、子ども・子育て会議の結論を待って、令和6年度中に最終的な判断がなされると理解しておりますが、今後の更なる統合の可能性について、地区懇談会の資料には次のような説明があります。

「町内1保育園の運営についての協議を進めて参ります。現在策定中の第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画にも将来的な保育園のあり方について記述をし、町の方向性をお示ししたいと考えています。また、1園化の具体的な時期や保育園の所在地等につきましては、保護者や地域の皆様の御意見を伺ったうえで、関係機関と協議を進めて参ります」と掲載されています。

⑨「町内1保育園の運営についての協議を進めます」について。この協議に参加できるのはどのような御立場の方々ですか。さらにそれは、1保育園の方向性に沿った協議の進め方なのか、様々な意見が尊重されるフラットな協議の場なのか、お聞きします。

町民課長 ただいまの回答ですが、まずは保育園に通園する園児の保護者及び将来、入園をすると思われる子どもの保護者を対象に意見等を聞きます。すでに今年度は各地区でただいま説明をした保護者を対象に意見交換の場を設けました。また、設楽町子ども・子育て会議の場でも、1園化に向けた話題にもふれますので、この会議でも意見を頂いていこうと思います。

皆さんからいただいた意見等は尊重していきませんが、通園する園児にとって何が良いことかを十分に検討しながら、最適な1園化に向けての協議を進めていこ

うと考えています。また、ある程度の1園化の時期などの具体的な方向性が示される段階になりましたら、地区懇談会等の場でも説明をして住民の皆さんから意見を頂こうと考えております。

以上です。

3原田(純) ありがとうございます。今のお答えから、推察できるのは、やはりもう1園化ということに向かっているというように考えていいのでしょうか。

町民課長 その件につきましては、後ほどの御質問でもお答えをしたいと思います。

3原田(純) 「1園化の具体的な時期や保育園の所在地等につきましては、保護者や地域の皆様の御意見を伺った上で、関係機関と協議を進めて参ります」について。保護者と地域の皆様が意見を述べるができるのは、1園化の具体的な時期や保育園の所在地等に限るのかどうか、お伺いいたします。

町民課長 保護者や地域の方々からの意見は、1園化の具体的な時期や保育園の所在地に限定せず、幅広く意見を頂いて、園児にとってより良い保育になると判断した事項については取り入れて検討材料に盛り込んでいこうと考えています。

3原田(純) はい、ありがとうございます。

改めてお伺いいたします。地域の皆様と保護者の皆様の過半数が統合を望まれないとした場合の、町の対応をお聞かせください。

町民課長 当初は4園の運営を目指して検討をしましたが、保育士不足などの理由により、来年度の4園での運営ができないと判断して、4園の中で最も園児数の少ない清嶺保育園の保護者の皆さんと話し合いをしました。話し合いを重ねて統廃合の承諾を得ましたので、来年度より田口宝保育園と統合して田口の園舎に通うこととなりました。話し合いの中で、保護者から延長保育の要望がありましたが、早い時間及び遅い時間での延長保育を考えた場合、来年度からの3園体制では厳しい状況ですので、1園化を目指す方向で方針を決めました。今後はこの方向で話を進めていきます。

多くの皆さんの総意で進めていくことが最も良い方法だと考えますが、仮に統合しないとなった場合には、今の状況から判断すると、例えば各保育園での保育時間を短縮するなどサービスの低下につながり、保育事業全体の質が低下することが懸念されますので、多くの皆さんの総意を得たうえで進めていこうと思います。

3原田(純) 多くの皆様の総意を得たうえということは、総意を得られなかった場合はどうされるのでしょうか。

町民課長 あくまでも総意ですが、より多くの皆さんと話し合いをいたします。10人が10人みんな同じ考えにはなるとは思いませんので、そこは、より多くの総意という表現とさせていただきます。

町長 先ほど課長が申し上げましたとおりでありますけども、清嶺保育園を統合していくときに、地域の総意という話でいきますと、地域の総意は得られておりません。地域の皆様、できるなら残していただきたいというのが本意であります。私

もできるなら残したいと思っております。ただ、保育士さんが足りないという現実の中で、清嶺保育園を統合しているわけでありますので、その方針に沿ってこれからも進めていくということです。

3 原田(純) はい、次の質問です。

第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、町民の皆様から広くパブリックコメントを募集されますか。そうであるならば、それは計画に生かされるのでしょうか、お伺いします。

町民課長 パブリックコメントにつきましては来年の1月に実施する予定です。その中で寄せられた意見については、内容を吟味して、反映できる意見については計画に反映していきたいと考えております。

3 原田(純) 反映できる意見と反映できない意見というのは、かなり方針とか主観によって変わってくると思います。例えば、園児数が3名で運営している公立の保育園がありますが、設楽町が1保育園を目指す理由とは何でしょうか。

町民課長 問の11番目でもお答えをしましたが、将来の延長保育等を考慮すると、1園化が望ましいという判断で1園化の検討をします。園児数が10名を切ったということで、清嶺保育園の保護者の皆さんには統廃合を承諾していただきました。その他の園でも近い将来園児数が10名を切ることが予想されますが、仮に10名を切ってもそのままその園が存続することになれば、地域の平等性に欠け、既に統廃合を承諾していただいた清嶺保育園の保護者の皆さんが納得していただけていただけるとかが懸念されます。

以上です。

3 原田(純) 将来的な延長保育が困難であるとか、保育士さん不足ということをおっしゃいますけど、それは確かに理解できる場所がありますが、そういう理由は、本質から離れている議論ではないかなということをおもいます。

⑭若い世代に設楽町が選ばれ、移住・定住が促進されるには、地域に保育園・小学校があることは移住先の選定に必要な条件であり、保育園・小学校のない場所にあえて住居を構える理由はほぼ見つからないと思います。過疎の町がさらに荒廃していくのではないのでしょうか。それについてのお考えを伺います。

町民課長 移住定住施策も将来の町のことを考えると必要なことと十分に認識はしていますが、既に地域で生活をしている住民の皆さんのことも考えると、総合的な観点からは保育所運営も重要な事柄ですので、町民課としては所管である保育所運営を優先して考えていきます。

3 原田(純) 次です。

⑮世界情勢の危うさと日本の危うさから一部の若者たちが学んだ、エネルギーと食料の枯渇が国内に及ぼす影響の問題意識と、コロナ禍の日常で常態化してきたリモートワークのあり方を結んで、土や緑や水に触れ、家庭菜園で安全な食べ物を作って暮らすことを志向する若者・子育て世代が増えています。保育園・小学校の統合を図る前に、若者・子育て世代に向けた移住定住施策が求められます。

そこに注力されるお考えはあるのか。加えて、移住体験が出来る住宅を各地区に作っていただきたい旨を要望します。お考えをお聞かせください。

企画ダム対策課長 原田議員の御質問から、「加えて、移住体験ができる住宅を各地区に作っていただきたい」についてお答えします。

お試しで移住が体験できる住宅として想定してお答えします。移住体験をするためのお試し住宅は、住宅整備が目的となってしまう、移住体験をしていただくための仕組みがなければ、単なる宿泊場所となってしまう。まず、その仕組みを構築するためのニーズ把握や受入体制づくりを同時に進めていくことが必要だと考えます。

設楽町としては、移住定住の推進に向き合い活動している団体、津具どっとこいや、地域づくり人材の確保を目指して設立した、したらワークス協同組合と話し合いの場を持ち、移住体験の必要性やその手段等について意見交換をしながら進めていくものだと考えております。

移住希望者にとっては、住む場所を確保すること、生活を維持するための収入源を確保することを優先する傾向がございます。そうした条件が整う場所で、そこに住む人たちや周辺環境を見定めたくて移住先が絞られてくると考えています。

3 原田(純) はい。では、⑩保育士不足について。「人件費を上げる検討はされたのか」との御質問に対して、「保育士の給与をピンポイントで上げるのは難しい」と御回答をいただきました。それについて、別の視点からのアプローチとして、「保育士という職種に対して人件費を上げるという認識ではなく、保育園が失われることは地域の危機であるという認識に立って保育士の人件費を上げる、そこに注力していただきたい」との御要望がありましたが、その御意見に対するお考えをお聞きします。

米倉総務課課長補佐 保育士の人件費引上げについてですけれども。

保育園を運営するにあたっては、園児の人数に応じた基準に従って保育士を配置するため、一定数の職員が必要です。従来より保育士の募集を行う際、所管する町民課では専門学校、短期大学へ出向いて応募を依頼するなど、応募者確保に努めていますが、応募が無い状況が続いています。来年4月から公立3園での運営を始めますが、正規職員と会計年度任用職員で何とか保育が出来る人数は確保できましたが、保育士に余裕は無いため、時間給の会計年度任用職員を任用していくことを予定しています。

質問では、保育園を維持するために保育士の給与を引き上げることを考えては、という御意見ですが、町職員の給与は条例で規定され、保育士は一般職員と同じ行政職(一)の給料表が適用されます。このため、他の職員とは別に、保育士のみ引き上げることは制度上出来ないということを御理解いただきたいと思います。

なお、1つの案として、給与面の引き上げではなく、保育士の人数を増やすことが出来れば、個々の負担を軽減することができることから、そちらのほうにも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

3 原田(純) ありがとうございます。

次です。保育士不足を補い対応する手段として、子育て支援員の資格を取得できる子育て支援員研修制度があり、設楽町でもそれに対する子育て支援員研修支援補助金の制度を設けており、学歴・経験・年齢・性別に関係なく受講でき、短期間の研修終了後、民間資格を取得して保育士補助などの仕事に就くことができます。保育士の不足を補うために、子育て支援員を活用する方法もあると考えますが、いかがお考えでしょうか。

町民課長 保育士補助として、子育て支援員制度の活用も一つの手段だと考えます。子育て支援員の資格を得るためには数日間の研修を受けていただく必要がありますが、町としても受講料、テキスト代、研修会場までの交通費を3万円の範囲内で助成します。しかし受講を希望される方がなかなかいません。町としてのPR不足と受講を希望される方の人材発掘の努力不足といったこともありますが、人口減少の中で受講を希望される方の減少による人材不足も否めないと感じています。しかし、何もしなければ進展もございませんので、できるところから進めていきたいと考えています。

しかし子育て支援員制度というのはあくまでも保育士の補助という立場ですので、正規の保育士を適正に配置した上での補助員の配置となります。

以上です。

3 原田(純) はい。ぜひ、子育て支援研修制度などを広報していただきたいと思えます。

次です。幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、看護師、保健師、准看護師の資格を有する方には、各園1名のみ保育士とみなすことが許可されていますので、保育士の募集時にここまで範囲を広げることができると思いますが、お考えをお伺いいたします。

米倉総務課課長補佐 平成28年2月に保育士配置に係る特例が、令和4年11月に看護師等の配置特例の要件見直しがされました。御質問にある資格をお持ちの方を保育士とみなすことができることとなりました。幼稚園教諭は3歳以上児を、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい、看護師等は、乳児が4人入所されている保育園に限定する。保育に従事したことがない幼稚園教諭については、子育て支援研修等、必要な研修の受講を促すなど一定の要件が課されています。先ほどからも述べましたけれども、募集をしても応募者がいない状態が続いていますので、特例を活用することで、みなし保育士を確保できる可能性はありますが、保育は生涯にわたる人間形成の基礎をつちかうものであり、専

専門的知識と技術を有する保育士が行うことと、先ほどの特例の留意事項として示されていますので、今後、検討していきたいと考えます。

以上です。

3 原田(純) ぜひ、御検討をお願いします。

次です。ファミリーサポートについて、お伺いします。

今年1月の議員研修で、東近江市のファミリーサポートセンター等の取組を学んでまいりました。東近江市は、琵琶湖の東に位置し、京阪神への通勤、通学圏にあり、人口およそ11万人の、万葉集の天武天皇と額田王の相聞歌でも知られる蒲生野のある歴史の町でもあります。

市直営のファミリーサポートセンターの設立は平成19年で、その目的と役割が活動の手引きには次のように書かれています。「子育てのお手伝いをして欲しい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員登録をし、サポートセンターのアドバイザーが橋渡し役となり、会員同士が有料で援助しあう会員組織です」。

援助活動の内容は、次の通りです。

保育園・幼稚園への子どもの送迎を行うこと。保育園・幼稚園・小学校の開始前・終了後に子どもを預かること。冠婚葬祭やほかの子どもの学校・保育園の行事の際、子どもを預かること。子どもの軽度の病気や回復期に子どもを預かること。保護者のリフレッシュや、余暇の充実のため、子どもを預かること。その他、地域の皆さんが安心して子育てが出来るよう、サポートします。

最後の質問です。設楽町として、ファミリーサポートによる地域の子育て環境を支える仕組みづくりを進めることは、必要不可欠な取組であると思いますが、お考えを伺います。

町民課長 ファミリーサポートについて、お答えします。

県内では多くの市町村がファミリーサポートセンターの設置があり、運営主体は市町村、社会福祉協議会、NPO法人などとなっています。今後の子育てを考えると、設楽町でも必要な事業であるとは考えますが、どのようにして人材を集め、どのような方法で進めていくかなどの課題もあります。

活動の内容は、保育終了後の園児、放課後児童クラブ終了後の子どもの預かりや保育施設までの送迎などがあり、依頼をする会員が対応をしてくれる援助会員と調整をして業務をすることになり、その活動報酬に応じて料金を支払うこととなります。

こうした業務をいかにスムーズに実施するかの調整も難しいことが想定されます。また、保護者の皆さんの要望も様々だと思しますので、どこまでその要望に応えられるかも大きな検討材料となってきます。いずれにしても、そうした体制作りのための人材確保が最大の課題だと考えております。

以上です。

3 原田(純) 現場の方々は本当に、人材確保も含めて、御苦勞で大変な作業であるということを理解しますが、ただ、そうしたことなく、もう一步奥にある理念、思想、設楽町をどうしていったらいいのかという、そういうところを見据えて、現状だけを考えたら、おそらく設楽町はなくなってしまうんじゃないかなという危機感を持って質問させていただきました。

以上です。終わります。

議長 これで、原田純子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩を取りたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時40分再開としたいと思います。10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1番、村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、一括方式で質問します。

「保育士等配置基準等の見直しについて」と「小中卒業生へ教育評価(アンケート)の実施について」の2点について問います。

先ほど同僚の原田純子議員からも質問がありましたが、重複するところがあるかもしれませんが、御回答をお願いします。

1点目は、「保育士配置基準等の見直しについて」です。

令和6年度こども家庭庁、こども未来戦略(加速化プラン)では、保育所等の運営に関する改善事項に、4・5歳児の職員配置基準は、30対1から25対1へと改善し、それに関する加算措置を設ける。それに合わせて最低基準の改正を行うと記されています。3歳児は20対1から15対1、2025年(令和7年度)からは、1歳児は6対1から5対1への改善を進める。零才から2歳児は、前回1998年の改正と同水準となっています。詳細は、付けてある次ページの資料、「保育士1人で受け持てる人数(国の配置基準:こども家庭庁より)」を参照してください。これは、中日新聞、令和6年11月5日付けの子育て欄の、子どもたちにもう1人保育士を!全国実行委員会が求める基準というものが示してありますので御覧ください。

本町では町長、副町長、教育長、総務課長らが出席し、各地区懇談会を開催し、保育士配置基準について説明をされています。しかしながら、その配置基準等の説明の根拠が明確では無く、3歳未満児に対して3対1が妥当という見解を示しています。行き届いた保育のために、保育士一人当たりが担当する幼児は少ないにこしたことはありません。保育園統合は保育士が確保できないためであるという

理由に置き換え、町は早急に推し進めているという、そんな雰囲気を感じています。

9月議会で質問をさせていただきましたが、まだ納得できない部分が多々ありますので、ここで再度質問させていただきます。

ア、保育士確保の視点からです。

①町の説明では、保育士配置基準の未満児（零から3歳満たない園児）に対して、3名に対して1名の保育士をつけなければならない規定ですが、2名に対して1名の保育士に配置になったという明確な理由、法的な根拠を示していただきたいです。私が捉えている、一般的に未満児という表現は、通常は3歳に満たない園児を指していると捉えています。

2つ目。町長の方針のより、やや強引な統廃合、一町一園構想を進めるために保育士不足を理由にしているのではないかという疑念を抱かざるを得ません。その部分を丁寧に説明していただきたい。

3つ目。保育士不足がありますので、保育補助員制度を導入する考えはありませんか。近隣町村で導入してしている自治体はあるようです。時給職員として採用している所もあると聞いていますので、その考えはありますか。

4番目。保育補助員を導入する場合は、どのような資格が必要だと考えていますか。全国には、特に資格はなくても雇用している自治体もあると伺っています。また、先ほど言った子育て支援員の資格を有するとよいとも記述されていますので、その辺の回答をお願いします。

イ、保育園一園構想とは異なる対案として述べさせていただきます。

5番として、町内1保育園に固執せず、津具や名倉の保育園を分園とする方法もあるのではないのでしょうか。「この場合、3歳未満児は別途扱いとします」という記述をしたのは、ゼロ歳、1歳、2歳という、その部分の保育に関しては、いろいろ制約があるということは判明しておりますが、例えば、4歳、5歳児の保小連携の視点で保育士2人を確保できれば、分園保育も可能となるのではないのでしょうか。保小の連携という、そういう部分でも加算があるということも聞いております。様々な選択肢を排除しない方策を探るべきではないのでしょうか。

6点目。園児が10名を下回ると保育園としての運営が難しいといえます。しかし、少人数保育は町としても重要だという認識をしているのではないのでしょうか。財政面や設置基準を考慮していると思われませんが、その基準も子育て支援から町独自で見直していくことを考えませんか。

ウ、子ども・子育て会議について。

子ども・子育て会議を開催したといいますが、具体的にどのような意見が出され、検討されましたか。また、次回開催に向けた課題に対し、どのような対応をしていくのかを明示していただきたいと思います。会議録等が開示されていないと、私のほうではとらえていますので、よろしくをお願いします。

2点目は、「小中卒業生への教育評価（アンケート）の実施について」です。

設楽町内には、4小学校、1中学校があります。昨年度で田峯小学校、津具中学校が統合され、地域で特色ある教育活動がそれぞれの統合校に継承されています。将来的には少子高齢化、過疎化により児童生徒数のさらなる減少が危惧されています。

これまで、学校教育活動の評価については、在学中の保護者や児童生徒、さらには学校評議員らによる学校評価や教育アンケートで行われてきました。しかし、卒業生らによる追調査は実施されてきませんでした。とりわけ中学校海外派遣事業の成果を検証する機会がなく、卒業生らが社会人となった現在に、どのような効果があったか把握できておりません。

そこで、中学校海外研修等の学校行事等の教育活動の検証する必要性を切に願います。校長を始め教職員や教育委員会だけの検証にだけでなく、追調査を検討していただきたいと思えます。今後の設楽町の教育行政の見直しにも参考になると思えますので、以下の質問に御回答をお願いします。

1つ目。設楽町内の小中学校卒業生への義務教育9か年の総合的な評価をすることを考えませんか。各教科、特別活動、学校行事、部活動を含めてです。

2つ目。手始めに来年度の新成人対象にアンケート形式、回答は各種SNSのフォーム形式。例えばただいま主流になっているフォームを使用でもいいと思えますが、そこで、小中学校時代の教育課程関連で特に印象に残っているものの回答から始めてみてはどうでしょうか。

3番目。過去に町内中学校3年生で実施した海外派遣事業——人材育成研修事業とも言いますが、アメリカ合衆国のシカゴ、オレゴン、シアトル等、オーストラリア、ケアンズ等。設楽中、旧津具中での成果の検証を実施しませんか。現在は働いている30歳、40歳の方、もう社会人になっています。海外研修事業の成果を意見としてまとめ、追調査をするがあると思えます。同時に一部費用を負担した保護者の方の忌憚のない意見も調査できれば幸いです、とりあえず卒業生の方の声を聞けるといいかなと思えます。

このような結果から、今後の本町の海外研修事業、人材育成研修事業の在り方を検討していく一つの指標としていただければと思ひ、提案します。本町が子ども達へのさらなる手厚い政策を推し進めるためにもぜひ検討していただきたいと思ひます。

それでは、席を移ります。

[村松一徳議員質問席へ移動]

町民課長 では、私のほうから、「保育士配置基準等の見直しについて」、お答えをします。

まず、最初の質問の、明確な理由、法的根拠ですが、令和5年12月22日に閣議決定された、こども未来戦略において、4歳、5歳児の職員配置基準について、最低基準の改定を行うこととしました。

具体的には、園児数と保育士の人数比率についてですが、3歳児の配置基準について、20対1から15対1へ、また4歳、5歳児の配置基準を30対1から25対1へと改正する内容で、この閣議決定を受けて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などの府令等が改正されたところです。

また、こども未来戦略を受けて、こども家庭庁より令和6年度の予算等の対応として、1歳児については、2025年、令和7年以降に配置基準を6対1から5対1に改善を進めることとなっています。

現状での国からの指示等では、未満児については1歳児のみの改善が示されただけで、ゼロ歳児及び2歳児についてはまだ明確な指示は出されていません。しかし、町内の保育園では現在2名のゼロ歳児が入園をしており、乳飲み子であるため、実際にはおんぶや抱っこをしながら保育をする必要があります、現場の保育士からは現実的には1対1に近いような保育士の配置が必要であるとも聞いています。

また、議員の質問書にもあるように、子どもたちにもう1人保育士を！全国実行委員会が求める基準の中に、ゼロ歳児に対しては保育士2名の配置を要望していることから、将来の充実した保育を考えて、ゼロ歳児を最大限として、「未満児2名に対して1名の保育士の配置基準」と説明をさせていただきました。

2番目の、1園化に対する説明ということですが。

地区懇談会の際にも説明をいたしました。当初は現状の4園での保育園運営を検討しましたが、実際に保育をする保育士の人材確保が大変厳しい状況となっています。保育関連の学校の訪問等を行い、確保のための対策を講じてみましたが、有効な手立てはありませんでした。また、時間給の会計年度任用職員にもお願いをして保育を行っていますが、担任業務などは正規の保育士しかできませんので、ある程度の数の保育士を確保する必要があります。来年度は4園にする計画も考えましたが、状況から判断して3園とすることにしました。

そうした中で現状の4園を検討した結果、10名未満と最も園児数が少ない清嶺保育園を統廃合の対象として、保護者と昨年度より話し合いを重ねてきました。統廃合に関するアンケートも実施したりして、その結果、承諾を頂きましたので、来年度からは田口宝保育園と合併する流れとなりました。清嶺保育園の保護者からは、保育士不足や園児数減少は仕方ないが、現状よりも長く預かる延長保育の意見も頂きました。

今後の園児数の予想推移をみると、清嶺以外の保育園も近い将来には園児数が10名を切ることが予想されていることから、統廃合の話は進めていきます。将来、仮に10名を切った園が存在することになると、地域の平等性に欠けることにも繋がりが、すでに統廃合を承諾していただいた清嶺地区の保護者から納得していただけるかどうか懸念されます。

また、将来、園児数が減少する中で、少人数での保育は園児に対して手厚い保育につながることはありますが、集団保育という点では社会の中で生活していく基本的な集団生活の基礎が身につかない心配もあります。

以上のことから、1園化の話をさせていただきました。

3番目の質問の、保育補助員制度についてですが。

現在、設楽町では、保育補助員の採用実績はありませんが、補助員として活躍をしていただける方がみえれば、是非お願いをしたいと考えております。補助員になるためには研修を受けていただく必要がありますが、その費用も町で助成をしますので、積極的な参加を期待するところでもあります。しかし、補助員はあくまでも補助的な業務に限定されるため、基本的には保育士を確保した上で補助員を配置することが重要であると考えております。

4番目の質問の、保育補助員を導入する場合の資格等ということですが。

前の質問でもお答えしましたが、子育て支援員研修を受講していただく必要があります。数日間の研修となりますが、主催は愛知県となっており、名古屋市内での研修のほかにオンライン研修を選択する方法もあります。受講の対象者は、県内に在住、在勤、在学で地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の事業に従事を希望する方、とありますので、どなたでも受講することができます。

次に、1園化構想とは異なる対案として、ということで、津具や名倉保育園の分園についてお答えします。

2番目の質問でもお答えをしましたが、清嶺保育園は園児数が10名を切ったので統廃合の対象として来年度から田口宝保育園と合併をします。ほかの保育園も同様に園児数が10名を切るような状況になりましたら、保護者の皆さんと話し合いをして統廃合の検討を進めていきます。統廃合の検討をやる地域とやらない地域が出ると地域の整合性に欠けるため、同じような対応をしていきますので、分園という方法は考えていません。

6番目の、少人数での保育ということですが。

町民の皆様からは、町独自の個性を持った保育を進めていったらどうかといった意見もいただいておりますし、少人数の保育も否定するわけでもありませんが、先ほどの質問でもお答えしました、集団保育の重要性も無視することはできません。また、保育所運営に関わる財政面も大きな課題となってきますが、町長からは、保育園に関しては特段指示を受けていません。

このようなことを考慮しながら、総合的に今後判断をしていこうと考えております。

7番目の、子ども・子育て会議についてですが。

令和6年10月30日に第1回目の子ども・子育て会議を開催しました。このときは、委員の皆さんへの委嘱と今後の進めた方について説明をさせていただきました。

具体的な計画の検討につきましては、今月開催予定の第2回会議にて計画案をお示しして検討をしていただくスケジュールとなっております。本会議では様々な意見をいただけたと思いますし、また本年の10月には、会議に先立って、子ども・子育てに関して4園の保護者から直接、意見も聞いていますので、可能な限り頂いた意見を参考にして、検討をして、次の計画に反映をしていこうと考えております。

なお、改めてこの子ども・子育て会議については、文教厚生委員会の場でも皆様に報告事項としてお話をさせていただきたいと考えています。

以上です。

教育課長 それでは、次の、「小中卒業生への教育評価（アンケート）の実施について」ということで、お答えします。

今まで、卒業生に対し義務教育9か年の総合的な評価は実施しておりません。議員がおっしゃられるように、毎年1月に実施される設楽町はたちを祝う会の対象者に対してアンケートを実施することは可能と考えますが、令和7年1月に実施されるはたちを祝う会では、何を目的とするかなど教育委員会で十分な検討が必要なため、残り1か月足らずでは対応が困難と考えております。

今後、はたちを祝う会でのアンケートの実施を検討する際には、ロゴフォームのような、スマートフォンなどでQRコードを読み取り回答していただく方法など、若い方が手軽にアンケートサイトに行くことができるようにしていきたいと思っております。

既に社会に出て活躍していらっしゃる方々から多くの回答をいただくことは難しいと思いますが、ホームページへなどへの周知によって、より多くの方に回答いただける工夫を検討していかなければならないと思います。

また、令和9年度から始まる次期教育振興基本計画策定に向けまして、卒業生へのアンケートの検討をまいります。

以上です。

町長 今、担当のほうからお答えをしたとおりであります。

私、この質問の中に、これ議会の場ですので、公式に残るものですので私のほうから明確に否定をさせていただきます。「やや強引な統廃合」というふうに記入がされておりますけど、私、強引にやっておるつもりはありませんし、丁寧に説明をしてやってきておるつもりです。そんな中で、1園をいつにするというのを明確に決めてやっているのなら強引というふうに言われても仕方ありませんが、こういった状況の中で、今、1園を現実として統合をしていくということですので、同じ状況が生まれたときには検討させていただきますということを行っているので、強引に進めているつもりはありません。

それから、担当のほうからもお答えをしましたが、財政面を考慮してということが書かれております。確かにスリム化ということで、財政面、いろんな部分でスリムになっていきなさいという指示はしておりますが、子育て、とりわ

け学校教育であったり保育園というところの部分について、ここをやめなさいとかということを行っていることはありませんので御承知おきいただきたく願います。

1 村松(一) 詳細な回答を。こちらでも理解できるところは理解しました。

それで、ちょっと若干再質問させていただきます。

まず、保育士配置基準等の見直しについてですが、先ほど来ちょっと気になっているのですが、ある地区で10名を切った保育園があるから、今後もその平等性を担保する、平等性のためには10名を切った保育園は、やはり統合対象になっていくということ。それって、平等性なのでしょうか、ということが一つちょっと疑問になるところがあります。

各地区それぞれ、子育てとか移住定住促進の団体が立ち上がって、移住を進め、保育園児も増やして、それが保育園から小学校へと連動してつながっているから来ているんだということなんですけども。その保育園の平等性というのは、清嶺保育園が宝保育園になった途端に、あとの津具や名倉はその権利を失うということになってしまうんですかね。そこら辺、ちょっと解釈が私とれなかったもので、少し教えてください。

町長 町内4保育園に来年からなります。その中で、当初から申し上げておるとおり、やれるものなら4つともやりたいと思って話を進めてきました。話を進めてきましたが、保育士さんが足りないということで3園しかできないという結論になりましたので、来年度3園にするということです。その中で、4園の中でどの保育園を閉園にするかというのは大変大きな問題でありました。で、当初、田口の宝保育園を残すというのはどこから来ても中心だということで、田口の宝保育園は園児も多かったものですから当初から検討には入れませんでしたけれども、3つの中でどこを選ぶかということで、清嶺保育園の保護者の方からは、なぜ清嶺保育園などだということと言われました。どうして清嶺保育園を廃園にするんだということと言われました。その中で、清嶺保育園を廃園にする理由は10人を切って一番少ないということなので御理解を頂きたいということで御理解をしていただいたという経緯をもって、来年度廃園といたします。ということは、例えば、何年後になるか分かりませんが、津具と名倉の保育園で10人を切ったときに、果たして清嶺の今の保護者の方が納得をしていただけるのかというのは、私は大きな課題だというふうに思っております。

1 村松(一) 保育園児の数は、現在、名倉小の保育園の園児は15名、清嶺保育園は6名、津具保育園は16名と伺っています。定員、各保育園30名ですけども、定員にはなっていません。宝保育園も入れると、あそこも定員20名ですが、今ちょっと超しているということだと思いますが。町内110の定員に対して60名の園児がいると私は承知していますが、これが名倉、津具も、今15、16ですので、近い将来とても危ないということは分かります。

そこで、先ほど言った、少人数でもやることはいいと言いながらも、10名を切ったらっていうのを何か強くおっしゃるのは、集団保育ができないからって言うんですけども、集団保育が五、六名じゃ本当にできないのかなというのが私にはちょっと私には理解できませんけども、その辺はちょっとまた検討していただきたいと思います。

保育士不足について、もう一点いいますと、今、延長保育を18時までやっていくということもありますが、費用、報酬が17万9,100円ですよね。募集要項にも載っていました。月に115時間以内で今4名募集しているけど、今のところ希望者が出ていないということなのです。これは、どこのところも大変なんですけども、東三河管内は苦しいという話も聞きましたけども、お隣の豊田市なんかではまだ保育士はいるようですので、そういうところから何とかこちらに回してもらえんかなとか、そういうことも対応していただきたいとは思っています。

もう一点、先ほど言った子育て支援とかいうことで、保育補助員というのは、保育士1名いれば、1人つけられるんじゃないでしょうか。その辺の見解を教えてください。

町長 はい、保育補助員、つけられますが、保育補助員をもって保育士というカウントができませんので。現状の保育士さんの手助けにはなって、例えば仕事が少し軽減されるという効果は見込まれると思いますが、保育士としてカウントすることはできませんので、その方がいるので、例えば保育士の基準を満たしているということにはならないということです。

1 村松(一) 保育士と保育補助員が違うっていうことは分かりましたが、そういうことで少しでもきめ細やかな一人一人見ていくというのは大事かなと思いますので、お願いします。

次に行きますが、もう1点、人材育成のほうの教育委員会関係のほうですが。

これって、私がなぜ手始めに本年度の成人式、成人者にやってほしいと伺ったのは、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、今年成人された人は、海外研修、本町でやる最後の卒業生なんです。そのあとコロナによって、その下の学年は海外派遣に行けなかったということで、そういうことで鑑みて、今年の卒業生と、来年度の……ごめんなさい、今年度の成人者と来年度の成人者、その比較もできるんじゃないかと思い、ちょっと早急にやっていただけるとうれいかなと思いました。ですので、来年度そういうことでやっていけるということはとてもありがたいと思います。が、そういう比較検討ができないというのも何か問題がある。例えば、保護者の子どもで、一方は行けたけど、一方は行けなかったというところもあるので、そういうところも加味して考えていただけるといいと思いましたので、ここでさせていただくことをつけ加えております。

その件について、よろしく申し上げます。

教育長 おっしゃることはよく分かるんですけど、先ほども課長が申しましたように、教育委員会として、どういうことを目的にして、何のためにやるかというのを、

これから検討していくっていうのには余りにも日にちが足りません。なので、ただやってみたっていうようなアンケートとか、そういう調査にはしたくありませんので、そういう意味を含めて、さっき課長が答弁したとおりです。なので、やらないというわけではありませんので、そういうことです。一応、海外研修も復活とかも含めて今検討していますので、そういったことは、今までやった海外研修だとか今やっている国内の人材育成研修とかそういうのを総合的に踏まえて検討している最中でありませう。

1 村松(一) はい。来年度以降の方向性で、いい回答を頂きました。今年度については、今後、私のほうでもいろいろ考えていきたいと思ひます。

人材育成事業とか保護者負担に関しては、今の国内の人材育成事業の負担額はとても少額で抑えられていますけれども、当時は1人当たり、保護者、多くて7万5,000円とか出していた記憶がありますので、その辺のこともちょっと今後、海外派遣事業をもし再開するにあたっては検討していただきたいと思ひます。

まだまだちょっと納得できない部分がありますけれども、私の質問を……

町長 議長、町長。

議長 土屋町長。

町長 先ほど、原田純子さんの質問にもありましたが、保育園のことで、議員の皆さん、御懸念を持っているようですので、一つだけ最初にお話をさせていただきたいと思ひます。

先ほど原田議員の質問の中で、保育士不足を理由にするのは本末転倒ではないかというようなお話は、私ももちろんそういうふうに思っております。思っておりますが、そういった中で、本当はもっと、もっと早い段階でこの話をしなきゃいけなかったんだというふうに思ひます。もっと、例えば10年も前に、将来どうなったらどうするんだというのを、住民の皆さんとお話をしていくことが必要だったと思ひます。ただ、この町はそれをしておりません。というの、1つ民間の保育園がありますので、そこの兼ね合いということでこれまでやってこられなかったというのが大きな理由だというふうには考えておりますけれども。

そんな中で、私どもも、こんなに早く民間の保育園ができなくなるということは想定をしておりませんでした。保育士不足もこんなに早く来るといふのも想定をしておりませんでした。そんな中で、先ほども申しましたが、4園やりたいという思ひは今でも持っております。持っておりますが、来年度、保育士が足りないので3つの保育園にするということが、もう、するしかできないという状況になっています。その中で、1つの保育園を廃園にしなきゃいけないという、これが現実です。この現実を踏まえた上で御理解をいただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

1 村松(一) はい、町長のお考え分かりました。次回、質問またするかもしれません。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

議長 これでは、村松一徳君の質問を終わります。

議長 次に、12時をちょっと過ぎる可能性もありますが、御了承いただいて、8番、田中邦利君の質問を許したいと思います。

8 田中 通告に基づき、一括方式で質問をします。大変議論も盛り上がってまいりましたので、盛り下げないように頑張りたいと思います。

まず、第1に、「暮らしを支える地域公共交通の利便性について」であります。

先般、同僚議員も同じようなテーマで質問していますが、私なりに質問いたしますので、よろしくお願いします。

地域公共交通は通学や通勤、買い物などになくはならない乗り物であります。とりわけ、運転免許取得年齢を満たさない子どもや高齢者・障害者にとっては移動の自由を保障するものであります。路線、発着時間の間隔、運賃など、その利便性と車両の乗り降り、停留所の快適性などは地域住民の生活の質、良し悪しに直結しているものと思います。住民の活動や経済を活性化し、持続可能な地域づくりをすすめるうえで公共交通の充実は欠かせません。

新幹線や高速道路に巨額の国の資金が投入されてきたことと比較して、鉄道や路線バスなど地域公共交通は自前の資金での運営を余儀なくされてきました。そのうえ、人口減少と高齢化により地域が衰退することによって、地域公共交通は経営悪化がすすみ、崩壊の危機に立たされていると言っても過言ではありません。

2020年の地域公共交通活性化再生法改正に伴い、すべての自治体で地域公共交通計画の策定が義務付けられました。これに基づき新城北設や北設楽郡でも活性化計画が策定され、その北設公共交通計画に基づき「おでかけ北設」として活動を展開しています。

「おでかけ北設」は、公共交通空白域の解消、田口新城線の活性化などに努力し、一定の成果を上げてまいりましたが、住民1人あたり利用回数、輸送コストなどで悪化傾向にあると聞きます。町としては、公共交通活性化協議会に2,100万円、バス路線対策事業に1,000万円、空白地有償運送90万円などの費用を支出しています。それでも田口新城線の利用が減少しており、地域間幹線として維持することが困難となりつつあるといます。

課題としている、豊鉄バス・田口新城線の利便性向上、運転手不足の解消、郡内のバス、タクシーの一体的運営などの課題はどの程度進んだか、まず、お尋ねします。

また、どのような計画で、今後、公共交通の改善をめざすのか。協議会の方針と町の見解を併せて伺うものであります。

人口減と高齢化による利用者減を、路線の廃止や減便で対応するのではなく、増便と停留所の増設で利用者を増やす逆転の発想での取組をすすめる自治体も全国には数多くあるようです。

次に、以下についてはどのように考えるか、質問します。

①スクールバスに一般住民も乗せる混乗化が今年度から三都橋豊邦線のルートで実施されています。混乗化とは、利用者が少なく、赤字補填により存続されている既存の路線バスを廃止し、同地域内を運行されている小中学生用のスクールバスを通学時に一般住民を乗せるものであります。また、スクールバスとして使用されていない日中の空き時間に、一般住民用に運行させるという制度・仕組みと聞きます。これを全町に拡大することはできませんか、お尋ねします。

②高齢者の外出支援として、公共交通空白地有償運送サービス、福祉タクシー、福祉移送サービスなどの利用手段がありますが、高齢者の外出を路線バス利用に結びつけるため、運転免許証返納の高齢者に対してバス利用の無料化や敬老パスの発行を実施できないか、お尋ねします。これは、とりもなおさず、バス事業者の収入増となり、路線維持に役立つのではないかと考えます。

公共交通協議会は、高齢者のバス利用者増の取組に免許自主返納者へのサポート事業を挙げ、免許返納が公共交通利用者の増加にも繋がるよう各町村での取組を促しております。保育園児、小中学生へのバス無料券配布や田口高校生への通学費全額補助が行なわれており、豊根村では敬老乗車券が交付されています。

③北設楽郡公共交通活性化協議会では、バスなどの移動手段の確保を図る施策について、他の市町村で一般に言われているような「移動手段の確保」、「公共交通確保・バスの確保」などに留まらず、「おでかけ環境を創り・守り・育てる」活動と位置づけています。

移動手段を提供することをきっかけとして、北設楽郡がお出かけしたくなる地域になることで、住民の活動や経済が活発となり、持続可能な地域となることを目指すというわけです。しかし、公共交通でお出かけが愉しくなる取組は設楽町では実績が乏しいようです。該当するのは、東栄温泉などへのアクセス強化が数少ない具体策になっていると思いますが、当町ではどのような取組をしようとしているか、お知らせ下さい。

④運行ダイヤやルートづくりに住民の意向や利用実態を反映することは重要です。これはどの公共交通協議会・公共交通事業でも取り組まれていることですが、北設協議会ではどの程度反映されているか伺います。利用者増を実現している自治体には、それらの取組に教訓的なものがあります。先進例をさらに研究する考えはありませんか。

協議会の公共交通計画の取組施策を検討するために、高校生、高齢者、交通事業者、町村担当者を対象に調査が行われています。高齢者向け調査では民生委員が回答しているわけですが、これはどういうわけかよくわかりません。高校生向け調査での要望は、どの程度取り上げられているのか、お教えてください。

⑤運転手確保の取組の実効性について質問します。バス運転手は、福祉・介護・保育分野と同じく、過重勤務状態と低賃金構造が離職や就業選択敬遠の動機につながっており、人手不足が慢性化する要因になっています。

愛知犬山市では、運転手がちゃんとトイレに行けているか、休憩できているか、食事が取れているかなど、運転手の労働実態を点検して労働条件の改善をすることで運転手を確保しています。

実行計画に、こうした労働者の声や要望を聞き改善する事業内容を加える考えはないでしょうか。

次に、質問事項2「旧来の町民と、町外からの住民、外国人とが共生する設楽町について」を質問します。

町内にはダム事業従事者の居住が増え、ダム本体工事にとまなう多人数入居の宿舎も建築されています。このことによって町人口の一割に匹敵する居住区域が田口地区に出現することになり、地域住民への影響には大きなものがあると想定されます。新団地に入居する人々も同じ地域住民として共生し、相互理解をし、住みやすい設楽町をつくっていければよいと思います。

新築団地には、技能実習生や特定技能者などの外国籍住民の増加も見込まれます。2018年、入管法が改訂されると同時に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定され、22年には、「外国人との共生社会の実現にむけたロードマップ」が策定されました。

入管法の改定は、これまでの技能実習生に加え、特定技能者制度を創設し、より多くの外国人労働者を日本国内に受け入れるとともに、外国人労働者のより柔軟な雇用を可能にし、産業界の人手不足を解消しようとするものでありました。そのことで、日本国内に外国人労働者の居住が急速に増加することが予測され、外国人を日本社会の一員として受け入れるべく総合的対応策、ロードマップを制定して環境整備が行われてきました。

その中では、外国人との共生社会を目指す3つのビジョンと4つの重点事項が示されました。

重点事項は、①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組。②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化。③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援。④共生社会の基盤整備に向けた取組、等々です。

この計画を各自治体で具体化するよう国から通知が出されています。

日本社会の中で、外国人が増えると犯罪が増えるといった不確かな情報に惑わされたり、異質な存在として遠ざけたり、社会から締め出してきた過去の外国人への見方を変える必要があります。また、ゴミ出しのルールを守らない、たくさん人が集まり夜遅くまで騒いでいる、意思疎通ができない、言うことを聞かないなどの声が外国人居住者に対して聞かれることもあります。しかし、様々な生活スタイルとバックグラウンド、異なる事情を持つ人々を一概に否定するのではなく、共に理解し合い、共に生きる社会を構想することが入管法改訂に伴う制度改正の趣旨であり、今日それが必要になっているのだと思います。

このごろ、ダム本体工事に従事する外国人の方々とすれ違いますが、彼らはスリランカ出身のようで日本語は分かるらしく、日常会話に不自由さを感じさせません。雇用した企業の日本語指導が行き届いているせいかもしれません。また、クリケットの練習に出かける青年たちは気さくです。当町においても、外国人に対して、言語や習慣の違いを超えてお互いの文化や価値観を認め合う空気を醸成し、偏見や差別のない地域社会を作っていく仲間として共に歩んでいければと思います。

以上を踏まえて、以下、質問します。

①ダム事業従事者、本体工事にとまなう宿舎入居者、外国籍住民の現況はどうなっているか。今後の推移についても伺います。お示してください

②ゴミの分別や出し方はそれぞれ決まりがあり、地域によっても少しずつ違います。それを知らない、あるいは守ろうとしない住民が増えればそれはトラブルになりやすいです。地域で解決することが基本ですが、行政として地域で暮らしていくうえでの生活上必要なルールについて周知することや、そのことについての情報発信はどのようにしようと考えているか。

③本体工事にとまなう宿舎入居者の医療保険、社会保障などはどのようなのでしょうか。AEDの設置はされるのか。外国人が町内診療所を受診した場合の言語の違いによって起きる支障への支援策は考えていますか。

④消防団活動や防災活動への参加、協力はこれから要請するのでしょうか。

⑤外国人と食やスポーツ、文化活動を通じての交流を図る考えはないか。夜市では、スリランカのカレーが振る舞われたそうですが。

⑥できれば、宿舎入居者に住所を設楽町に移してもらい、税収増をはかる予定はないか。

以上、6点、お答えをいただきます。これで1回目の質問といたします。

生活課長 1点目の御質問、「暮らしを支える地域公共交通の利便性について」です。

スクールバスの一般住民の混乗化を全町に拡大することはできないか、という御質問ですが。

スクールバスに町営バス利用者を乗車可能とする混乗化は、令和6年10月から三都橋豊邦線で運行を開始いたしました。三都橋豊邦線は、町営バスとスクールバスの運行経路がほぼ同じだったため、円滑な移行が可能でした。その他の路線については、隣接行区との接続時間や、豊鉄バスおよび東栄町、豊根村、新城市などと調整を行っているところです。引き続き、合理的なバス運行を検討してまいります。

2つ目の、高齢者の外出をバス利用に結びつけるため、運転免許証返納の高齢者に対してバス利用の無料化や敬老パス発行を実施できないか、という御質問ですが。

高齢者の外出支援として、運転免許証返納者に対するバス利用の無料化や敬老パスの発行については、一定の財政的な検討が必要です。しかし、高齢者の移動

の自由を保障するため、実現可能な範囲で検討を進めるとともに、令和6年10月で利用終了となりました、豊鉄バス路線で利用可能な、高齢者が安価にバスを利用できる「元気パス」につきましても継続の声を住民の皆様からいただいておりますので、町として豊鉄バスに再開の要望をしております。

続きまして、公共交通でお出かけが愉しくなる取組は設楽町では実績がない。どのような取組が予定されているか、という御質問ですが。

現在、設楽町では、公共交通を利用した「設楽ダム工事見学ツアー」を実施しております。昨年度は、「路線バスに乗ってお得に新城軽トラ市へ行きませんか？」や「手作り望遠鏡で星空観察」といったイベントも企画しておりましたが、利用者が少なかったため、今年度は取り止めとなっております。「設楽ダム工事見学ツアー」以外、具体的な取組の予定はありませんが、住民の方の生活圏内での利便性を促進させるため、まずはバスの利用方法や予約方法の説明会、試乗会などを計画しております。また、将来的には道の駅など観光施設を結ぶ特別便の運行や、地域イベントとの連携を視野に入れた交通手段として取り組むことも重要と考えます。

続きまして、運行ダイヤやルートづくりに住民の意向や利用実態を反映することは重要である。どの程度反映されているか。利用者増を実現している自治体には、それらの取組に教訓的なものがある。先進例をさらに研究する考えはないか。高校生アンケートの要望はどの程度取り上げられているのか、という御質問ですが。

先進事例の収集は日々実施しております。11月下旬には滋賀県で実施された研修に参加し、多くの自治体や研究機関からの参加者と情報交換をしております。これらの情報は北設楽郡公共交通活性協議会を通じて共有いたします。

三都橋豊邦線の運行ダイヤは、住民の方の意向や買い物などへの利用実態を反映し、可能な限り組み換えを行っております。今後は他のダイヤについても検討してまいります。また、新城有教館高校へのバス通学の課題等については、通学生と直接ヒアリングを実施してまいりました。

続きまして、運転手確保の取組を実効性のあるものにする必要がある。愛知犬山市では運転手の労働実態を点検して労働条件の改善をすることで運転手を確保している。実行計画にこうした事業内容を加える考えはないか、という御質問ですが。

東三河地域唯一の民間バス事業者である豊鉄バスにおいても運転手の確保が喫緊の課題となっており、その対応策の一つに運転手の処遇改善が挙がっています。現在、豊橋、豊川、田原、新城市と連動して、豊鉄バスとの処遇改善協定を検討中です。

1つ目の御質問については、以上です。

企画ダム対策課長 それでは、1番目の、外国籍住民の現況と今後の推移について、御説明させていただきます。

設楽ダム本体JV工事事務所に聞き取りの情報ですが、現在の宿舎の入居者は協力会社を含めて103名、うちスリランカ国籍の方が30人、ミャンマー国籍の方が3人、インドネシア国籍の方が2人、ラオス国籍の方が1人宿舎に入居しているとのことです。ダム本体工事のコンクリートの打設が始まるのは3年後となっており、その3年後が最盛期になる予定であります。そのころには400人を超える方がおみえになるということです。スリランカ国籍の方の情報ですと、最大50名が入居されていくのではないかと。この状況が5年程続いて、それから徐々に減っていくのではないかとということで聞き取りをしております。

生活課長 ゴミの分別や出し方についての生活上のルールについての周知、情報発信はどのようにしようと考えているか、との御質問ですが。

ダム関連工事に伴って町内に居住する方——外国人も含めますが、に対するゴミの出し方の周知については、第一に雇用する事業者からよく説明していただくことが有効かと思えます。太田口のダム工事関係者の宿舎から出されるゴミについては、雇用する事業者より入居者に対し、分別などについて周知をされており、中田クリーンセンターへ直接搬出されています。こちらの宿舎から出されるゴミについて、分別や出し方のトラブルの報告はありません。

また、設楽町へ転入手続きでこられた方につきましては、手続きの際に窓口で説明させていただいております。

ゴミの分別方法や出し方の情報発信につきましては、ガイドブック、分別アプリの「さんあ〜る」、設楽町ホームページにより情報を提供しております。ガイドブック、分別アプリの「さんあ〜る」につきましては、北設広域事務組合で、年内を目標に英語版の作成を進めております。設楽町ホームページにつきましては、北設広域事務組合の進捗に合わせ更新をしていきたいと思っております。

以上です。

企画ダム対策課長 3番目の、本体工事に伴う宿舎入居者の医療保険、社会保障などはどのようなか。AEDの設置はされるか。あと言語の違いにより起きる支障への支援策は考えているか、ということですが。

これも聞き取りによる回答ですが、ダム事業従事者は、協力会社も含めて、被用者保険や労働災害保険に加入しているとのことです。

また、AEDにつきましては、事務室や作業現場内にそれぞれ設置しているとのことです。

なお、外国人であるスリランカ国籍の方は、現地の日本語学校で1年間の教育を受けており、日常会話程度は日本語でできるとのことです。通訳も2人が常駐されているとのことです。田中議員が御心配されております、言語の違いについては支障はないものと考えております。

米倉総務課課長補佐 では、総務課から、消防団活動、防災活動への参加協力についてお答えいたします。

ここで言う消防団活動への参加、協力依頼について、ことに協力についての定義を、消防団への入団という趣旨でお答えさせていただきます。

まず、消防団の現状についてですが、現在の消防団員の数は、機能別団員も含めて定員 275 名に対し 239 名が在籍しています。来年度は、推定ですが 246 名となる見込みで、定員に対し 29 名ほどの余裕がある状況となっております。外国人を含めダム工事関係者が消防団に入団していただくということは、短期的とはいえ消防力の強化という意味では非常に有効であると考えますが、ダム工事関係者で残りの定員枠を埋めてしまうことは、地元若者の入団機会を奪うこととなってしまふという懸念もあります。一方で、定員を増やすという方法もあるかと思ひますが、必要な消防力として定員を定めており、希望者が多いことを理由に定員をむやみに増やすべきものではないと考えております。ただ、非常に有効な戦力でもありますので、例えば、定数の上限とならないよう、ダム工事関係者枠を定員の範囲内で設け、入団希望者を募るといったような方法を検討し、消防団員の任命権者であります消防団長に提案させていただきたいと考えます。

また、入団でなくとも、例えばダム工事関係者の皆さんを対象に、可搬ポンプの操作方法について消防団員に講習を行っていただき、有事の際に御使用いただくことも可能かと思ひます。そういった方法も消防団と検討してまいりたいと考えています。

防災活動への参加・協力要請ですが、先日、設楽ダム工事事務所を立会人として、設楽町と設楽ダム本体 J V 工事事務所との間で、災害時等における協力体制に関する協定書を締結しました。その中で、「平常時から地域住民、関係機関、各種団体等との良好な関係の維持に努める」、あるいは、「災害時等における連携、協力体制の確立を図り、また、必要に応じて、防災訓練、防災や防犯に係る情報交換等の連携強化に努める」等、明記されておりますので、この協定に基づき良好な相互関係を築いていきたいと考えております。

以上です。

教育課長 教育委員会から、「外国人と食やスポーツ、文化活動を通じての交流を図る考えはないか」についてお答えいたします。

2026 年度に愛知県で開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会にあたり、県内各自治体で競技会場や合宿地となっていたり、聖火リレーが通ったりするなど、大会に関わりを持つところもあるのですが、このようなものがない自治体では住民への大会 P R のため、また、アジアを理解するため、フレンドシップ事業を来年度、再来年度に実施するよう依頼がありました。

近い所では新城市がロードレースの会場となっております。当町は大会に関する事業が何もないため、来年度フレンドシップ事業を行う予定で準備をすすめております。詳細は未定ですけれども、町民の方や小中学校を対象に、既に設楽町にお住いのアジア地区出身の方のほか、ダム工事現場で働いている外国人の方な

どから、出身国の伝統料理を教えていただく料理教室の開催や、スポーツ大会の開催など、交流の場を作っていきたいと考えております。

これにあたり、ダム工事事務所の方にはフレンドシップ事業の概要をお伝えし、工事業者の方とのパイプ役となっただけのよう依頼をしております。交流事業を実施することで、町民の方と親しくなっただき、より暮らしやすくなっていくとよいと考えます。

以上です。

財政課長 財政課からは、宿舎入所者に住所を設楽町に移してもらい、税収入増を図るという予定はないか、についてお答えさせていただきます。

今後、ダム工事の宿舎に入所される方は、先ほど企画ダム対策課のほうから答弁もありましたけれども、多い時には400名を超え、現在は約100名程度と聞いております。現在住まわれている全ての皆さんが転入手続きしていただけると住民税の大幅増につながりますので、ぜひとも転入していただきたいと思っております。ただ、本人の事情もありますので、全ての方に住民登録は厳しいとは思っております。事業者へ話をするなど、住民税の確保に努めたいと思っております。

また、ダム工事の現場事務所の方には、国からの情報を基にして法人住民税の申告の提出を求めてまいりたいと思います。

その他、間接的にはなりますけれども、町内消費をしていただくことが増収につながると考えております。

以上です。

8 田中 あと10分ぐらい質問させていただきますが。

まず、公共交通の敬老パスの話です。これ私、新城と田口を結ぶ線の幹線だけじゃなくて、それとつながる形で支線が一体化していると思うんですね。ですから、敬老乗車券は本線だけじゃなくて支線でも考えていただきたいということを申し上げているんです。それは、後々考えていっていただければいいんですけども。

参考のために聞きますけれども、免許証の返納者、現在、例えば、今年何人、年間で何人いるのか。

それから、現行補助金、いろいろ出していると言いましたけれども、総額で幾らになっているのか。

それから、敬老乗車券をもし発行する場合、無料乗車券を発行する場合ほどのぐらいの予算が必要になるか、お示しいただきたいと思います。

まずそれをお願いします。

生活課長 運転免許証返納者につきましては、令和5年度は2名です。令和6年度10月末現在ではゼロ名です。あとに関しましては、ちょっと時間を頂きたいです。

8 田中 ほとんど利用されていないというか、ですので、免許返納をしても、結局、足に困るんだということで、そういうことになっているんですね。ですけども、無料乗車券が配られれば、多くの方がやっぱり免許返納して、自分にとっても安

全ですし、家族も安心と。路線バスも、それなりに潤うというふうな形になりますので、ぜひこれは前向きに実現の方向で向かっていただきたいと思います。

次に、第2問のことについてお尋ねをしますが、設楽町の外国出身の方は、ダム関係だけではなくて、実は沖ノ平の所にも大勢いらっしゃるようであります。40人ぐらいいるのではないかと思うんですけども、そういう人たちも含めて、先ほどお答えいただいたような施策というものをやっていっていただけるのかということをお尋ねします。

町民課長 町民課のほうでは、住民、外国人に関係なく、例えば相談ですとかそういうのを受けておりますので、もし、いろんな関係する施策は、細かいやつあるかもしれませんが、まずは町民課のほうで困り事だとかそういうのは受けて、関係する部署のほうと調整をしながら、対応を考えていきたいと思えます。

8 田中 今ちらっと出ましたけれども、相談窓口を設けますと言われていたんですけども……

(「マイクに近づいて」と呼ぶ者あり)

8 田中 失礼しました。今お答えいただいて、相談窓口という言葉が出てきたんですけども、外国人の町民向け、これ、増えていくわけですので、相談窓口というものを固定的に開設することは考えてみえないですか。

町民課長 全体的な窓口という意味ですか。今、説明でもさせていただきましたが、町民課では困った方や、そういった方を広く相談は受けていますので、もし何か、例えば外国人の方がどんなようなことで悩んでいるということはまだ相談実績がないものですから、ここでは細かいことは言えませんが、住民の方、外から来られた方、外国人も含めて、何かお困りなことがありましたら、まずは町民課のほうでお話を聞きたいと思えます。

8 田中 相談窓口については、これからおいおい考えていきますと、そういうことですね。

もう一点は、是非お聞きしたいんですけども、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」、それから「外国人との共生社会の実現にむけたロードマップ」、これ設楽町にはないと思うんですが、どなたか代表でお聞きしたいんですが、企画ダム対策課長、ロードマップについては承知されていますか。

企画ダム対策課長 はっきりとは回答できませんが、看板とかそういったものの対応とかも多分必要になってくる話の部類もあると思えますけど、先ほど言った、J・V以外の外国人の対応ってということについての窓口は、今、通常の各課でやられているということで、事が済んでいるという発言であったと思えますが。でも、今後こういった外国人の共生に関しての対応で、設楽町も必要になってくる時期が来ないというわけではないと思えますので、今後、そういった外国人に対して必要な時期が来たら、そういった対応を考えていくと。一番言語の違いというところが、やはり窓口対応でも問題になってくる部分ではありますので、そういった翻訳的な対策とか、そういったものは考えていく必要があると思えます。

8 田中 100人ぐらいに3年後になっていくというふうに私は推測するんですが、そのときに慌てて泥縄式でやるのではなくて、言語もそうなんですが、一番大事なのは、そういう人たちと共生社会をつくっていくという観点を、企画課長なり役場の方々が持っていくということが一番大事だと。ぜひそこら辺を認識していただくためにも、このロードマップと、共生のための総合的対応策っていうのは、熟読されたほうがいいかと思います。

以上ですが、町長、何かありましたらどうぞ。

町長 御心配の向きの声も頂いておりますので、外国人の方、ダムに関しては工事事務所としっかりと連携をとってやっていきたいと思っております。

それからですね、私どもの町も人材不足というのか、働き手の不足というのは顕著にあらわれております。そんな中で、将来を見たときに、おっしゃるとおり外国人の方に働いていただくという状況が生まれてくるのは目に見えて分かっておることですので、私たちもその意識を持ってロードマップなりつくっていくということで対応していきたいなというふうに思っております。

8 田中 以上で、私の一般質問を終わります。

議長 申し訳ありません。先ほど、免許返納者に関わる予算の問題について、回答がしてなかったということですのでよろしいですか。

8 田中 ああ、いいよ。

議長 よろしいですか。後でまた御回答ください。

これで田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩を取りたいと思っておりますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、4番原田直幸君の質問を許します。

4 原田(直) 皆さんこんにちは。4番原田直幸です。通告に従い、「水源地域整備計画等の変更について」、「豊橋市長選挙の結果を受けて」、「設楽町学校給食センター(仮称)の建設について」の3点を一問一答方式で質問したいと思います。お昼に大変おいしい食事をいただきましたので、精一杯頑張るつもりですけども、質問の数が多いので時間内に終わるようさらっといきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、大きな1問目、「水源地域整備計画等の変更について」です。

私は、今まで水源地域整備計画(水特事業)や水源地域振興計画(基金事業)を時代に合った計画に早期に変更するよう訴えてきました。土屋町長も時代に添った計画に変更することを言ってみえたと思ひます。

そんな中、去る11月の全員協議会で、設楽町学校給食センター(仮称)の供用開始時期の遅れについて質問したところ、水特事業のメニューに入れて建設費等の80%の負担金をもらうということで、供用開始時期が遅くなると答弁をいただきました。

また、先の地区懇談会でも、小松杉平地区から県道坂宇場津具設楽線への接続道路についても、水特事業に入れて整備していく方針が示されました。この道路は、私が建設課長時代からの課題だと感じていたので、目鼻が少しついたことに大変うれしく思っている次第であります。

こうした、水特事業の変更の一部が発せられる中で、愛知県へ対しても早期に計画変更を実施するよう議会と一緒に12月25日に要望していくとのことです。

そこで、土屋町長が言う、時代に添った変更計画とはどのようなものかと今後について聞きたいと思います。

初めに、平成21年3月に建てられた水源地域整備計画(水特事業)の中における町事業から、新たに追加する事業はどのようなものですか。また、用地等の問題で中止する事業はどのようなものがありますか、を聞いて席を移動したいと思います。

企画ダム対策課長 それではまず、1問目の回答です。

水源地域整備計画の変更には妥当性、緊急性等、慎重に検討の上、やむを得ないと判断されるものに限られます。そうしたなか、設楽町が新たに追加要望している事業は、新たに建築される給食センターや、道の駅から豊川沿いを通りダム本体へ向かう町道平野清崎線ほか、町道宮下ナガセ線及び町道平野松戸線の3路線の整備。また、ダム事業の残土処分先の確保や利便性向上を目的とした町道長江スタベ線の整備。次に、田口宝保育園の園児の安全・安心な通園環境を確保するための町道役場福田寺線の整備、などになります。

一方で、用地等の問題だけではございませんが、町道小松添沢線や松戸飲料水供給施設取水施設更新事業、名倉津具簡易水道施設更新事業、林道川入線(仮称)整備事業、林道寒狭川線整備事業及び松戸集会所整備事業が、進捗していないというような、今状況です。

4 原田(直) 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。先ほど、町道平野松戸線等の拡幅の話は聞いていたので理解できます。それって散策路になって整備するというふうなことも記載がされていたような気がするんですけど、そちらのほうは落としていなくて、両方併記という形になるということで理解をすればいいのか、その辺が1点。

もう1点、町道松戸線ですけど、多分松戸線ですけども、これについては用地がいないということで、ほとんど進んでないという状況なんですけども、それは削除されずに、今の計画はそのまま変更されるのか、ちょっとその2点だけ確認、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 先ほどの平野清崎線につきましては、議員のおっしゃるとおりの散策路を含めた町道整備という形で進めております。あと、田口松戸線は、特に変更というか、変わりはないと理解しておりますが。

4 原田(直) 平野松戸線整備ということはわかっているけれども、両方併記というかたちで設計図の中に入れていくのかという確認をさせていただいたんだけど。町道田口松戸線は、まだこれからやる可能性があるから残しているよという、そういう理解でよろしいのでしょうか。確認です。

副町長 水特事業につきましては、今、国とも町道との接道を協議しているところがありますので、瀬戸設楽線が付替道路がありますが、それに松戸地区への取付けが、町道田口松戸線を使って整備するかたちになりますが、その辺を今協議するということですので、その協議の費用に当たっては、水特事業にまだ計上しているということで御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

4 原田(直) 理解しました。では、次です。計画変更前と計画変更後と、物価高等の理由により事業というのが変わってくると思うのですけれども、事業がどういふふうに変更したことにより金額が増えているのかないのか、増えていないのか。また、その対策はどういふふうなのか、お伺いしたいと思います。

企画ダム対策課長 2番目ですが、前回の事業費は、愛知県が744億円、設楽町が286億円の計1,030億円でした。今回の設楽町が愛知県へ要望した事業費は、設楽町が394億円となっております。しかし、この計画変更にあたっては事業の追加要望が認められる必要がありますので、現在、愛知県に負担が増えることを申し入れしているところであります。今後、愛知県が下流5市へ説明するとともに、水源地域整備計画を所管する国土交通省とともに協議が必要だと聞いております。設楽町といたしましても、下流5市や国土交通省との協議が円滑に進められるような、引き続き協力していこうと思っております。

4 原田(直) 今の説明だと、約100億ちょっと増えるということで、実際にいうと80億円くらい愛知県と下流の持ち出しが増えるということなので、丁寧な質問を説明をいただいて、お金がきちんといただけるようにしていただきたいなと思います。

次いきます。令和16年度に設楽ダムが完成の予定の中で、あと10年の中でやっていかなきゃいけないということになります。その辺の工程について、今どういふふうだということとはなかなか難しいと思うんですけども、またダム特委員会等の中でも、いつ頃から着手し、完了予定なのかということをお示しいただくことは可能なのか、お伺いしたいと思います。

企画ダム対策課長 今時点の回答をさせていただきます。水源地域整備計画等に基づく事業は、計画どおり進めていくことが本来ですが、設楽ダム本体工事及び付替道路工事が当初の工程から遅れているため、工事着手できていない事業もあり、水源地域整備計画の完了予定工期については、ダム建設完了時点になっておりま

すので、順次着手していき、平成16年度のダム完成までに終わるよう進めてまいるといふ回答でお願いします。

4 原田(直) そういうことでしかできないことは分かりますけれども、今後またちょっと違うことで質問したいというふうに思います。

次にいきます。一方で、水源地域振興計画、基金事業です。水力発電所の建設に伴う費用を除くと、ほぼ計画費用を使い切っている状況だと思うのですが、どのような変更がなされているのかとか、あと、事業費がどのくらい残っているのかとというのが分かたら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 まず、水源地域振興計画の基金事業については、物価上昇等の影響により事業費の増額として、まず、配水地更新をする清嶺簡易水道や、既設林道を継続して改良する林道堺川線整備事業の変更をまず要望しております。

水力発電の建設費用等については、水源地域振興計画（基金事業）ではなく、設楽ダム水源地域対策事業（基金積立金）を利活用しております。設楽ダム水源地域対策事業は、令和3年度から令和32年度まで、1億5,000万円、30年で43億5,000万円を目安に豊川水源基金から助成を受けるもの。また、地域開発関連事業分の水力発電事業につきましては、6.5億円の助成を受けることとなっております。令和33年度以降は積立資産の残額を基金として、この範囲で助成を受けることとなっております。

4 原田(直) 今のことについて、ちょっと分からないことがあったので、再度確認します。清嶺簡易水道については、前から容量が足りないということで増設の予定をするというお話を聞いています。林道堺川線の付替で水道も埋めなければいけないということも聞いているのですが、それによって事業費がどれくらい増えるかということは目安をたてているのか、その辺はどうなのか。その辺をお聞きしたいと思うのですが、いかがですか。

企画ダム対策課長 金額ベースは今すぐ答られないのですが、基本的に事業を新たに追加するというのではなく、物価上昇による分だけの増額という形で増えるということです。

4 原田(直) じゃあ、新たにというところはないということなので、下流市も認めやすいかなと理解しました。

次にいきます。先ほどの水源地域整備計画、水特事業というのは、愛知県が変更の手続を行うということになっていると思うのですが、県事業としてほとんど道路整備等が主体になっていると思うのですが、その他、何か特殊なものが入ってくるのかどうか、その辺のことを聞いてみえるのだったらお教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 はい、県事業につきましても、先ほどの基金事業のような回答になっておりますが、物価上昇の影響による事業費の増があるものの、計画変更の必要になる事業等の追加はないと聞いております。

4 原田(直) 今説明だと、愛知県は特に変更するような内容がなくて、町が時代に合ったように変更をするだけだよということで理解をしました。

次です。この間の質問の中で、9年度からの学校給食センターの建設で、その分のお金をもらうというお話だったと理解をしているのですが、ということは8年度中には計画変更が出されるというふうに理解をしていますが、ただ、その時期によって、例えば7月だとか9月議会で認められるようになれば、8年度事業にも認められるようなかたちにならないかなと思うのですが、その辺の見解はどうなのか、お伺いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 水源地域整備計画の変更につきまして、当初計画の決定時と同じく愛知県知事が作成した案を国土交通大臣が決定することが法律に定められています。さきほど述べたこと重複しますが、現在は、愛知県に負担が増えることを申し入れており、いつの時点になるかというのは明確に分かっておりません。今後は、愛知県が下流5市へ説明して認めていただいた後、国土交通省と計画変更を協議し、さらに愛知県議会に新たな債務負担行為を認めていただく必要があると聞いております。

4 原田(直) 課長の答弁、分かるんですけども、そうすると、へたするとその翌年となるというふうになると、なかなかお金がうちの思うようにならないという状況もあるし、今回、今度12月に要望をしにいくわけですよ、その時点でしっかりといつごろか目安をたてるべきだと思っています。なるべくなら、3月議会で承認をとということではなくて、9月議会くらいで承認をいただいて——8年度のですよ、そのときの8年度事業も負担をもらえるようなかたちにすべきだと私は思うので、そこら辺は今度ダム特のときにしっかりと水系にもものを申したいなというふうに思います。

次の質問へいきたいと思えます。

1 問目の最後の質問です。前にも聞いたのですが、今の予定でいうと令和16年度までに終わらないこと、10年しかないのでは終わらない可能性がある。その辺のことについて、改めて現時点の町当局の考えについてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 設楽ダムの完成は、平成32年、2020年度だったものが平成38年、2026年に延長され、さらに、令和16年、2034まで2度に渡って延長されている現状があります。追加要望している事業を含め、設楽ダム完成予定の令和16年度までに完成できるよう計画を作成しており、遅延なく事業を進めていきたいと考えております。

4 原田(直) 事務局としてはそういう答弁しかできないということはよく分かっています。でも、裏の部分で多分16年までに小松田口線なんか全部付替えができるなんてことはほとんど不可能だと私思っているの、その辺のことも含めて、これから水特事業の進捗等を県とよくお話をさせていただきたいと思っていますし、あと、それこそダム事業が終わったら何もなくなっちゃったらいけないので、

特に土木事業等、あとに残るようにしっかり検討していただけたらというふうに要望して、1問目の質問は終わります。

次に、大きな2問目です。豊橋市長選挙の結果を受けてです。

去る11月10日に投開票が行われました豊橋市長選挙で新人の長坂尚登さんが当選されました。11月11日の東愛知新聞では東三河の首長さんたちが新市長と手をつないで祝福する写真が掲載されていました。

私も、41才と、とても若い市長さんで、東三河を一生懸命引っ張っていただけるものと期待するわけですが、今まで三遠地域のシンボルシンボルとして活性化や一体化に寄与し、町としても一生懸命応援してきました三遠ネオフェニックスの本拠地となる予定の豊橋新アリーナの建設に反対され、早期に契約の解除と建設中止に伴う三遠ネオフェニックスの本拠地問題についても企業の判断というお話をされています。

そんななか、東三河の中核となる豊橋市の新市長の今後の市政に対する設楽町長としての思いについて、今回は2点についてお聞きしたいと思います。

1点目については、先ほども言いました、三遠ネオフェニックスの存在は地域の活性化や一体化にとっても必要だと思います。新アリーナを建設しないことで、三遠ネオフェニックスではなく、三河の文字が無くなっても良いと判断されるのか、そこら辺のことをお伺いしたいなと思います。

新城市長や豊川市長が新聞にコメントされていますけども、建設はあった方がいいというお話だったと理解をしているのですけども、土屋町長のお考えはどうなのか、お伺いしたいと思います。

町長 三遠ネオフェニックス、最近成績もすごく良くて、東三河にやっとならぶスポーツ、文化でありますので、私もこれからも活躍をしていっていただきたいし、東三河を盛り上げていただきたいなという思いは持っております。ただ、アリーナの建設については豊橋市さんのお話でありますので、私どもがとやかく言うということはありませんけど、私どもも三遠ネオフェニックスとは協定を結ぶ中でいろんなことに取り組んでいたり、学校に来てやっていただいたりということをやっていますので、ぜひ続けていただきたいなという思いを持っております。私の思いとしては、ぜひ早期に解決をしてアリーナができるといいなという思いは持っておりますが、そこについてはこれから注意深く見守っていききたいなという。

4 原田(直) 町長の答弁は、そのとおりだと思います。ただ、設楽ダム建設については正しいかどうか分からないのですけれども、別に設楽ダム、設楽町が欲しいと言って造りかけているわけでも何でもないのでね。下流の地域の要望で造ったという状況のなかで、やはり「東三河はひとつ」というようなことを言って、東三河のある程度シンボルとなり得るものだというふうに理解しています。豊川市長も新城市長もあったほうがいいよというお話をされているので、ぜひ何かの機会に、豊橋を除くというのも変な話ですが、一体化して、東三河の総意

はこういうことだということで、ぜひ、うちの町長が先頭を切るのはなかなか難しいと思いますけれども、そういうかたちで豊橋の市長に要望することも考えていただけるようなことをお願いしたいと思うんです。その辺のお考えはどうなのか、お伺いしたいと思います。

町長 ダムの話もありますので、合わせて下流、うちを入れて7市町村、豊橋を除く首長さんたちと少しお話をし、実現できるような方法を考えてはいきたいなと思っております。

4 原田(直) ぜひ、そういう方向で進んでいただけることを期待しております。
(自治干渉と呼ぶ者あり)

4 原田(直) 2点目です。市長選挙において、新聞に設楽ダムに関する記事の記載はありませんでした。先ほど、110億くらい負担金が増えると言われていたのですけれども、水特事業の計画変更に伴いまして負担金が増えるということなんですけれども、反対されるようなことはないと思うのですが、そのへんのことが、どこかから聞き漏れていたら、どんな雰囲気なのかお伺いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

町長 選挙期間中も、私も先日お会いをしましたけれども、このような話は出てきておりませんので。これはダムに関する約束事のうえに成り立っているものであります。延伸がされたということで、ここまでの時期を、当初から考えればこの辺までは町としても要望を出していたであろうという事項を要望しておりますので、その辺の趣旨をしっかりと説明したうえで御理解をいただくようにはしていきたいと思っております。

4 原田(直) 山村都市交流拠点施設については、私も議員のひとりですので、しっかりと、話ができましたら質問はしたいなと思っております。そんなようなことがないように注意深く見守っていききたいなと思っております。

最後、大きな3問目です。設楽町学校給食センター(仮称)の建設についてです。

去る11月の全員協議会で、学校給食センター(仮称)の供用開始時期が、2月の全員協議会での説明の令和8年9月、6月補正予算の説明時の令和9年4月から令和10年9月と、当初説明から2回も変更され、2年間も伸びることが報告されました。また、全体の概算事業費についても、2月説明時の5億370万円から11月時には3億9,000万円と、1億1,370万円減額されています。11月の全協のときに資料の作成元を聞いたところ、前年度の委託業務に基づいて職員が作成したということでした。

そこで、供用開始時期が遅くなったことに対する影響、また費用面や建物面積等をなぜ変更されたのか、できたかを確認をしたいと思います。

1点目です。学校給食センターの建設のひとつの大きな要因として、調理員の人手不足の問題があるかと思うのですが、2年間伸びることによってその問題にどう対応していくつもりなのかを聞きたいと思っております。

教育課長 令和4年度当時は、新型コロナウイルス感染症による各種制限のため、人出不足が深刻でしたけれども、その後5類への移行となり、現在も慢性的な人手不足ではありますが、一時期のような深刻な状況は抜け出した状態です。今後、時間の会計年度の職員さんなど、給食調理に従事していただける方の確保を続けて安定した給食提供ができるようにしています。

4 原田(直) たしか、2名の人を外部委託で予算計上をして、決算のときは1名という報告を受けたと思います。今年度はそういう人は採用せずに、会計年度任用職員で賄いきれるのか、その辺のことについて確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育課長 今年度は派遣会社に委託はせずに、会計年度任用職員で賄っております。

4 原田(直) はい、分かりました。

人の確保について、続きの質問をさせていただきたいと思います。

計画では、給食を名倉小学校から津具小学校、田口小学校から設楽中へ配食することになっております。現在聞くところによると、田口小学校から設楽中へ配食をする人が、シルバー人材センターの人をお願いしてやっているような状況だと聞いているわけですが、その辺はどういうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それから、配食するものも今のところ1台しかないと理解をしているのですが、それはどのように考えているのか。購入が必要だと考えているのですが、その費用は、先ほどお話をさせていただいた概算事業費のなかに含まれているのか、そこら辺も確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育課長 仮配食の期間中につきましては、田口共同調理場に勤務している調理員が名倉小と津具小に分かれて勤務することになります。配食にも携わるようになります。配食車につきましては、令和4年度の調査を基に1台分の購入費を積算しております。現在、議員がおっしゃられるように、田口共同調理場では、給食配送車の運転と配膳の補助をしていただく配送支援員を配置して調理場の負担を軽減しております。仮配食の期間中におきましても、同様の配送員を配置して、調理員の負担軽減には務めていきたいと考えております。

4 原田(直) 配食のお手伝いをする人もなかなか人がいないという状況のなかで、2つをやらなければいけないということで、そこら辺の目安という点はまだ早いかもしれませんが、シルバー人材センターに頼むだけで大丈夫なのかという、そこら辺の心配をするわけですが、その辺のお考えはどうなのか、改めてお聞きします。いかがでしょうか。

教育課長 現在シルバー人材センターのほうに委託をしまして、4名の方が週5日交替で来ていただいております。田口の共同調理所ということで、田口の方が中心でやっていただいておりますけれども、今後は名倉、津具ということになってきますので、そちらの地域の方とかも、やっていただけるような方がいないか探し

ながら、シルバー人材センターのほうの委託とかも含めて考えていきたいと思
います。

4 原田(直) ぜひ、そんなことあっちゃいけないと思いますので、しっかりとやって
いただきたいなというふうに思います。

次です。建築面積の話です。3月の全協のときに前教育課長から二百九十幾つ
かという、約300平米くらいの面積だよと聞いていたわけですがけれども、今回の
全協の説明だと350平米になっているわけですね。面積の変更がなぜおきたのか、
その理由は、まずどういうふうに積算をしたのか伺いたいと思います。いかがで
しょうか。

教育課長 4年度調査時の300平米につきましては、諸室の配置計画が不明瞭な段階
でできたので、確固たる根拠ではありませんが、今回、令和4年度調査時、田口
小学校のグラウンドのときには敷地の制限がない状況になっておりますので、食材
の搬入から給食の配送までを一方通行で設備を配置した無駄のない設計ができ
ておりますが、今回は業者のほうと調整をするなかで、田口共同調理場敷地のほ
うの制限がありますので、敷地に合わせた設計が必要となってくるため、円滑な
調理員の動線確保を検討していくうえで若干面積が増えたと考えます。また、小
中学生の見学の通路も配置しております。

以上です。

4 原田(直) 建物の位置が変わったということで、面積が増えたということ。それか
ら、今度新たに契約した委託業者との打合せの中で、先ほどの見学の通路だとか
配送の順番によって面積が増えたと理解しました。

一方で、面積が増える一方で、経費が調理器具も含めて3億9,000万というこ
とになっています。前だと5億ちょっとですね。なぜそれだけ金額が減ったのか、
お教えいただきたいと思います。いかがですか。

教育課長 11月の全協でお示ししました3億9,000万の数値に関しましては、基本設
計、実施設計の経費は入っておりません。さらに3月の全員協議会でお示しま
した資料のうち、備品費について8,800万という数字が載っていたんですけど
も、これにつきましては、工事費3億9,000万に含まれた数値でしたが、年度別
の経費に再度再掲をしてしまって、重複して記載しておりましたので、それにつ
きましては大変申し訳ありませんでした。ですので、実施設計に備品費の8,800
万円等と、大きく3億9,000万という事業費には変更がない状況です。

以上です。

4 原田(直) 今の調理器具費が二重計上されていたということで、大きくなっていた
ということは理解しました。今度の3億9,000万の中には設計費は入っていない
ということで、そうすると合わせて4億1,500万くらいか、600万か、700万く
らいになるという理解でよろしいでしょうか。

教育課長 概算事業費としては3億9,000万ということで、今のところ4億まではい
かないかと思いますが、今後の物価上昇等もありますので、変更はあるかと思
います。

4 原田(直) 確認ですけれども、3億9,000万の中で設計費は入っていないことだ
ったと説明を受けたように理解するのですが、そうすると、概算事業を合わせ
ると、4億1,570万ぐらいというふうな計算になると思うのですが、そういう
ふうを考えるのは違っているのですか。全体で3億9,000万でいいという。そ
ういう考え方でいいのか、そこら辺もう一度確認したいと思うのですが、いかが
でしょうか。

教育課長 申し訳ありません。設計費を含めると4億1,000万近くになります。
以上です。

4 原田(直) 理解しました。これからまだ建設まで時間がありますので、物価等が上
がることもかなり考えられますけれども、なるべく事業費を抑えた建設にしてい
ただければと思います。

で、もう一個、水特の話をしきりましたけれども、なるべく早く認定を受けて
早く建設できるようなかたちをやっていただきたいということ、これを要望して
質問はやめます。

最後です。今の場所で建て替えるということですが、解体、基礎工事の
ときに特に騒音が出て授業の妨げになると思うんですけども、どのような対策を練
っていくつもりなのかをちょっとお伺いしたいと思います。

教育課長 小学校の学習に妨げにならないような必要な騒音対策を、最大限の措置を
行って解体、建築工事を行うようにいたしますけれども、その時点での最大限で
できる防音対策等を行うように考えております。

以上です。

4 原田(直) 解体のときは、夏休みとかお休みのときを使うとか、そういうことも考
えられるわけですが、そうすると工期が延びていく可能性も多分にあると
思います。その辺もぜひ留意して完成をお願いしまして、私の一般質問を終わら
せていただきたいとします。ありがとうございました。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

議長 次に、2番村松純次君の質問を許します。

2 村松(純) 2番村松純次です。よろしくお願ひします。

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり「暮らしやすい設楽町をみんな
で創っていくためには」について一括で質問させていただきます。

暮らしやすい、住みたくなるような町とはどんな町でしょう。手厚い補助だ
とか、便利な生活環境だとか、自然だとか、色々あると思いますが、私はそこに住
んでいる人と人とのつながりや、信頼関係を作ることが暮らしやすい、住みやす
い街になると思います。

まずは私たち議員も含めて行政に携わっている人と町民との接点を増やし、信頼関係をもう少し作っていくことが必要で、そのためにはほんのちょっとしたことがとても大事になると思います。

そこでまず3点ほどお聞きします。

1つ。町民の方が役場へ来庁されたときに挨拶やお声かけは出来ていますでしょうか。

2つ。例えば体の不自由な方や、小さいお子さん連れの方が、特に複数人子どもを連れているような方の手続きなどは非常に大変だと伺っていますが、来庁時どのような対応をしているのでしょうか。

3つ。普段から、例えば先日行われた設楽夜市などの地域イベントに積極的に参加し、町民との会話から各施策の内容等に反映させることはされていますでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

米倉総務課課長補佐 それでは、村松議員からの御質問にお答えします。

まず1つ目、役場来庁時、挨拶や御声かけはできていますかということです。

住民の方に限らず、役場へお客様が来庁された際には、入り口に当たる町民課、あるいは担当する部署のカウンターで挨拶や声かけをしております。また、部署が分からず、探している様子があれば、カウンター越しやロビーで職員が声かけをして案内をしております。なお、お客様に職員がそれぞれ声をかけると驚かれたり、恥ずかしがられるお客様の声を聞いたことがありますので、様子をうかがって声をかけるように心がけております。また、顔見知りや存じ上げる方の場合には会釈するなどして対応をさせていただいております。

次、2番目です。

体の不自由な方や、小さいお子様連れの来庁時の対応です。

各課の窓口のカウンターには椅子を配置していますので、それを御利用していただいたり、歩行が困難な方の場合には、本庁舎と議場棟にそれぞれ配置してあります車椅子を利用させていただくようにしております。

小さいお子様連れの方には、ロビーに配置してある長椅子やカウンターの椅子を御利用いただいております。ロビーにはお子様が安心してお待ちいただけるように、職員提案により、自由に利用できる絵本などを設置しております。手続等で子どもが1人で待つような場合があれば、ほかの職員が子どもの見守りを行っております。

次に3つ目です。

普段から、町民の会話から各施策の内容等を反映させることがあるのかということです。

本年度も開催いたしました地区懇談会をはじめ、各種会議、日常の町民との関わりの中や、町ホームページの御意見、御要望ページ、メールや議会の場などから、町の施策に対する意見や要望を頂いております。その内容の具体化について

は、必要性や、緊急度を課内で検討、協議した上で、即対応できるものがあれば、その都度対応しております。また、予算や調整等が必要な場合、優先度を踏まえて対応しております。内容が複数の部署に関わる場合などは、課長会議などの場で協議、検討して施策に反映させることがあります。また、町の方向性や将来を見据えた施策等、中長期的な政策等については、町の総合計画や、各種計画を作成する際に有識者や当事者の方々から御意見を伺い、計画に反映しております。

以上です。

2 村松(純) はい、よく分かりました。まず1つ目の、来庁時の挨拶や御声かけはされていただいているということで、ありがとうございます。

しかしながら、なかなか僕が話している方たちは、やっぱりちょっと役場に入りにくい雰囲気があるという話も耳にします。2番にもつながるのですが、子育て中の方や外国人の方はちょっと声かけてもらうだけでも、すごく不安なところ、ありがたいという話も聞きますので、どんどん声をかけていただきたいと思います。

津具地区のある方たちに聞いたのですが、移住してきた方に聞いた話なのですが、移住してきた決め手となったのが、やっぱり人だということです。津具だと、どっどこいの方々の人柄やそういう対応を見て、ここで子育てをしたいというふうに最終的に決断されたという方がみえました。

その方がこうも言っていて、人材や予算や少子化によって保育園や学校が合併するのは、最悪、その方たちはしょうがないと思っていると。しかしそこに至るまでのプロセスが、やっぱり見えないと言ってみえました。その方たちは行政に頼りっ放しではなくて、自分たちでもやっぱり動かなければいけないということで、まず地域の方とのつながりをつくろうと、自分たちでそういう活動を始めようと言ってみえました。

そういう地域とのつながりを深めていくことが、先ほど同僚議員が言っていたようなファミサポの基になっていくのではないかと思います。

そのプロセスが大事ってということなんですが、やっぱり、保育士さんの募集方法だとか、さっき言われていた短期滞在の検討だとか、そういう、少子化を食い止めようというアクションが、動きが住民の方から見てちょっと見えないんじゃないかということです。なので、もっと対話する場所が欲しい、話を聞いてほしいって声をたくさん聞いていますので、何とかそういう会話する場所をもっとつくっていただきたい、積極的に声をかけていただきたいということです。お願いいたします。

町長 はい、言われるとおりでと思います。

先ほどファミリーサポートの話もありましたけれども、やっぱり行政が主体となってやると、なかなか立ち上がるまでに。例えば、安心して暮らしやすい環境をつくるのが大前提にあるんですが、私たちの役割の中に、私は職員も守って

いかなければいけません。職員をどうしたら守れるかということは大事なテーマです。で、やっぱりそうなると、法律に従ってきちんとした体制をとってあげることでしか私は職員を守れないと思っていますので、そういったことを考えていくと、なかなか難しい話になってまいります。ですので、今議員おっしゃられたとおり、地域の中でそういった話をしていただける中で、私どもがどんな形でサポートできるかというような話で入っていただければ、それは割と早くできるのかなと思っています。

それから、職員の接遇でありますけれども、常々、設楽町は、私が議員の頃に、大きく中日新聞に書かれたという経緯もありますので注意深くやっておりますが、課長が説明したとおり、万人がそうでないのでなかなか難しいんですね。片方ではあんまり声かけていただきたくないという方もお見えになるので、その辺をどうしていくのか。基本は笑顔で対応することだというふうに思っていますので、その辺は注意深くやっていきたいと思えます。

それから、私、懇談会を毎年いっぱいやっていますけれども、いろんなところで皆さんとお話をしたいというのが一番であります。こちら側から例えばお声がけをしてやりましょうというのもいいんですが、ぜひ呼びをいただければ、時間を合わせて、そういった場は持ちたいと思えますので、よろしく願いをしたいと思えます。

2 村松(純) ぜひ、地元でそういうサークルができたときには、どんなサポートができるのかという相談に、ぜひのっていただききたいと思えます。よろしく願いします。

以上で質問を終わります。

議長 これで、村松純次君の質問を終わります。

議長 次に、5番七原剛君の質問を許します。

5 七原 5番、七原剛です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず初めに、「第9期設楽町高齢者福祉計画について」質問します。

本年3月に「健やかで安心して元気に暮らせるまちづくり」、「住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるまちづくり」、「安心して介護サービスを利用できる地域づくり」を基本目標として、第9期の設楽町高齢者福祉計画が策定されました。本計画は老人福祉法第20条の8で定められた設楽町における市町村老人福祉計画であり、東三河広域連合の介護保険事業計画の策定に合わせるかたちで3年に1度改定されております。高齢化率の高い設楽町にとって大変重要な計画でありますので、第9期計画における第8期計画からの変更された点、改善された点等をお示しくください。

以上をもって、1回目の質問とし、席を移らせていただきます。

町民課長 それでは、最初の第8期から9期への変更点ですが、質問回答前に説明をさせていただきますが、第9期というのは東三河広域連合が作成した介護保険事

業計画に該当します。設楽町もその計画期間に合わせて高齢者福祉計画を策定していますが、時期を示す方法としては、設楽町高齢者福祉計画の場合、計画名のあとに「令和6年度～令和8年度」と記載させていただいていますので、その点は御承知おきください。

では、計画のほうですが、計画はより現状に近い内容となることを意識して作成をしました。

前計画からの変更点・改善点ですが、計画1ページの計画策定の背景で、(2)「東三河広域連合の設立と介護保険事業の運営」を新たに追加して、(3)で「設楽町の取り組み」を記載しました。

計画5ページの「第2章高齢者を取り巻く現状と課題」については、推計値等の見直しをして最新の数値を掲載しました。

計画12ページの「高齢者の実態や意見等について」は、東三河広域連合が第9期介護保険事業計画を策定するために令和4年8月に実施したアンケート調査の結果を、東三河全体と設楽町の2つに分けて掲載しております。

24ページの「第3章基本的な考え方」では、基本理念である「健やかで安心して元気に暮らせるまち」には変更ありませんが、25ページのそれを実現するための基本目標①を「健やかにいきいきと暮せるまちづくり」に、基本目標②を「住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるまちづくり」に変更をしています。基本目標③の「安心して介護サービスを利用できる地域づくり」については変更はしていません。

28ページからの「第4章施策・事業の展開」では、基本目標に合わせて細かな推進する事業を掲載しておりますが、同ページの表の「施策1を推進する事業等」の2番目の「健康講話」などを追加して事業明確化をしております。また、以降には、施策2から施策7までの推進事業をそれぞれ掲載しております。

44ページでは、「第5章計画の推進に向けて」として推進体制と進捗管理を改めて掲載しました。

以上です。

5七原 今、前回の令和3年度から令和5年度の福祉計画からの変更ということで確認をさせていただきました。

大変申し訳ありませんでした。第9期って言っちゃったんですけど、この度の高齢者福祉計画の4ページに第9期って書いたものですからつい言っちゃいました。よく見たら括弧書きでした。すみませんでした。合わせる形で括弧書きで分かりやすく書いてくれたんだなと。ちゃんと下のほうを見ると、「令和6年度～令和8年度」と書いてあります。申し訳ございませんでした。

前回の3年前の高齢者福祉計画と比べると、特に施策のところについては仕訳け方がかなり変わっているんですね。ですので、一概に比べるということではできないのですが、細かい数値等、変更しているところをブラッシュアップされて反映しているよということで確認をさせていただきました。

今のところで1個再質問をさせていただきます。

第8期計画の施策の中で、高齢者の感染拡大防止、新型コロナに関するものです。これが含まれているのですが、第9期計画のほう、私が見落としているのだったらごめんなさい、含まれていないわけですよね。その辺がなぜ今回は含まれていないのか、老人福祉に関することが含まれていないのかということをお答えください。

保健福祉センター はい、新型コロナウイルスの関係ですので、保健福祉センター依田がお答えします。

令和3年度から5年度におきましては、御存じのとおり、令和2年策定時において新型コロナウイルスがパンデミック状態ということで、こちらの計画を記載いたしました。今回まとめた6年度から8年度につきましては、5類への移行ということ、また、通常的生活、コロナ前の生活に戻ったということで記載をしなかったのですが、一方で、その部分インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の補助というところが残っておりますので、本来だったらこちらのほうに書くなどして、そこら辺の前計画との移り変わりをもう少し分かりやすく書くべきだったということで、ちょっと反省しております。その点はおわびいたします。もう少し工夫した記載をすべきだったと思っております。

以上です。

5七原 先に反省の弁までいただいちゃったんで言うことはないのですが。そうなんですよね、これインフルエンザと肺炎球菌ワクチンに関する記載は今回もありまして、保健センターのホームページで見たところ、インフルエンザの予防接種、肺炎球菌のワクチン接種と新型コロナの65歳以上でしたっけ、忘れちゃいましたけど、予防接種についてはそれぞれ補助が出ますよという記載がありますので、5類へ移行したから記載をやめたというのだったら、そのところにきちんと書いておくべきだったかなと思います。今回は所長がおっしゃられるように記載漏れがあったということだなと思いますので、別にこれどうこう言うつもりはありませんが、せっかく時間をかけて練った計画でお金をかけてつくった書籍になりますので、そういったことで記載していただきたいなというふうに思います。

それから、私はこれを見ていて、今回この高齢者福祉計画の中で一番変わったというか、変更されていていいなと思ったのは、34ページのところの、基本目標Ⅱのところ、施策4ということで、在宅医療・介護連携の推進ということで、項目で施策32から39番、載っています。前回のときには、これらのことが載っているものあれば、載っていないものもありますが、ばらばらにいろんな施策も載っていたんですけども、やはり、これだけ高齢化が進みますと、こういった在宅医療・介護というところに、こういうふうに注力していろいろ施策を考えるというのはいいことだなというふうに思いました。

その中で、いくつかあるのですが、代表して例えば施策33番、「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」という名称があって、中身としては、「地域

資源等を把握し、本町の地域包括ケアシステムにおける各職種の役割について確認し、本町に必要な資源について検討します」ということなんです。これ、3年間の計画で、3年間かけて検討だけするっていうことではないかと思うんですけど、そうとらえられちゃうんですけどその辺どうでしょう。

町民課長 もちろん、検討だけではないですが、まずは、題材として、こういうのはどうだと、そう考えまして、ここでは検討するという表現になっていますけど、それがどこまで、あくまで計画という計画ですので、どこまで達成できるかというところもありますが、ここでは取りあえず検討という表現でさせていただきました。

5七原 今、検討ということで確認させていただきました。ほかにもこのところは非常に大事なところなんですけれども、この施策4に関する事業等、「検討します」とか、「提供をめざします」は、ぜひ目指していただきたいと思うのですが、「努めます」とか、ちょっとパンチが弱い表現が続いているんです。やっぱり検討を行いますだけだと、3年たって検討したからいいじゃないのということで100点満点になっちゃいますので、このところはぜひ今おっしゃったように、本当だったら、「検討し、対策案を立てます」とか、そういうところまできちんと行っていただきたいなと思います。できれば、この33番のところも紙を貼って表現が変わるようにしてくれとうれしいなと思うのですが、なかなかそこは難しいでしょうけども。そういうことを、目指すところとしては検討だけでなく、対策までしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

第4章におきまして東三河広域連合との介護サービスの連携がうたわれており、11件の事業が示されていますが、高齢者世帯、特に高齢者単独世帯の見守りに関しては施策が薄く感じられます。東三河広域連合に対して24時間の見守りサービス等の要望を行っていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

町民課長 介護保険事業との連携の記載では、介護保険事業を進める上で、高齢者相談センター事業など事業単位としての連携を中心に記載をしているため、具体的な高齢者見守りは事業としては上がってきていません。

東三河広域連合で利用できる地域支援事業の中には、住民ボランティアによる定期的な訪問による支援や、GPSを用いた認知症高齢者等の居場所検索支援事業などがありますが、なかなか高齢者を24時間のフルタイムで見守りするようなサービスにつながるものがないというところも現実です。

高齢者世帯の見守りに関しては、有効な手立てがなかなかありませんが、今後しばらくは高齢者世帯が増加すると思われしますので、どのような方法が良い見守りにつながるかも検討しつつ、東三河広域連合とも連携をとりながら、事業を進めていきたいと考えております。

5七原 確かに私、以前、課長さんが違ったのかな、そのときにもたしか高齢者見守りについてお伺いしたことがあったような、なかったような。違う質問だったか、

一般質問じゃなかったかもですけども、実はこのことに関しまして広域連合の議会でも質問させていただきまして、広域連合は東三河を南北2つの地域に分かれて、南のほうでは地域密着型の特養老人ホームを今年も2か所造るのだと、北部のほうに関して言えば、好きに田舎に住みたいんだったら、どうぞそこで暮らしてくださいということになっているのです、極端な言い方をすると。やはり、そういう施設を造る、造らないというのは別なんですけれども、施設を造るということは、要は介護が必要な方については24時間施設で見守りますよということになるわけですし、当然、こちらの山のほうについても何らかのことをしていただくのが当然の権利だと思います。

そこら辺、例えば群馬県の高崎市にいくと、介護SOSサービスが、高齢者安心見守りシステムという、そういう高齢者用の24時間体制の対応策をしております。これ、設楽町だけでというとなかなか難しいというか、お金もかかりますし、しんどいのです。実はこれ、広域連合で視察に行ったところです。ということは、広域連合もこういうことについては関心があるはずですね。ですので、設楽町だけではできない、東栄町とか豊根村とかと一緒に、こういうのを見に行ったので、こういう対応をしてくれよということをやぜひ広域連合に強く要請すべきだと私思っているんですけど、その辺いかがでしょう。

町民課長 今、お話があったとおり、広域連合というのは、都市部のほうは障害者施設とか、そういう建設のほうの動きがありますが、山間部だとそういった建設の動きというのは、やや劣っているかなというのは実感しておりますので、今議員がおっしゃったとおり、高崎市ですか、そちらのほうの高齢者の見守りも有効な手立てだとは思いますが、私たちも広域連合にはそういうふうにプッシュはしていきたいなと思います。

今の北設3町村の動きなのですが、こちらが訪問看護サービスをやっているんですけど、その訪問看護サービスで看護職員の配置基準というのがあります、これがなかなか人材不足で基準を満たさない場合が出てくるおそれが、近い将来で、その基準をもうちょっと緩くしてくれないかという話も、今、広域連合としております。この話が、今後、市長会ですとかそういったところで広域連合の上の方々にも話をしていくんですが、ここが早ければ来年4月から設置基準の緩和がされるんじゃないかなと今のところ予想しておりますが、北設3町村で、訪問看護ですので24時間フルの高齢者の見守りにはつながりませんが、その都度その都度やっていって管理をするわけですから、ある程度はそういった方策にもつながるんじゃないかなと思っておりますので、今、現状としては北設3町村ではそのような働きかけを東三河広域連合にしております。

以上です。

5七原 繰り返しになりますけど、高崎市なんかのこういった介護士さんとか高齢者安心見守りシステムとか、そのへんのことに関して非常にローコストで運営しております。当然業者に委託はするんですけども。その辺大変参考になると思いま

すので、ぜひ北設3町村の町民課長さんたちの集まりがあるのならば、そういうところで資料を共有してもらって。私、広域連合のときにも言ったんですけれども、そもそも介護保険制度なんていうのは単独で維持できないから広域連合をお願いしているのだと、こんな小さい町なんだから甘えさせてもらわないと何ともならないと言って強くお願いして、そのままですけど。また課長さん方からでもそういったことをプッシュしていただければ、安心して暮らせる田舎になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

第5章のほうなのですけれども、こちらにおきまして19の事業について定期的な状況把握、検証、評価を行うとあるのですが、それぞれ、誰がいつ行うのでしょうか。

また、高齢者を取り巻く現状や課題を把握、検証し、施策・事業等の実施状況とあわせて分析するともありますが、これも誰がいつ行うのかお示してください。

町民課長 19の事業につきましては、健康保健事業から介護保険事業、シルバー人材センターの関連まで多岐の実施部署に渡るため、本計画の実施期間中の中間地点で、町の計画担当者が中心となり関係部署から情報を収集して状況把握や検証等を実施していこうと考えております。

また、高齢者を取り巻く現状や環境についても、同じく計画担当者が計画の中間地点で地域ケア会議などの協力を得て、現状の把握や分析等を行います。

詳細な方法等については、計画の内容と照らし合わせながら実施していこうと考えております。

以上です。

5七原 今、検証をいつ、だれが行うのか、分析もいつ誰が行うのかということについて確認をさせていただきました。それぞれおおむね1年半程度たった時点で情報を集めて分析をして評価を行うということだと思いますが、評価を行うということは、その時点で、これはちょっとこのままだとベクトルの向きが違うよねということがあれば、そこで変更があるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

町民課長 変更となりますと、基本的に計画全体の変更という話になりますので、すごく著しくという場合は考えますが、基本的には変更はなく、次期計画にそこを反映していこうと考えております。

5七原 今の回答で大変よろしいんじゃないかなと思うのが半分。今、著しくおかしなことがあれば変更するということでしたので、それはそれでいいかと思うんですけども。やはり走り出したら止まらないというのはちょっとおかしな話ですので、こうしてきちんと評価するというのであれば、その時点でこれはちょっとこのままだとまずいよねっていうことがあれば変更していただくという。それが町民のためにもなるし、こういった計画の筋だと思いますので、その辺はあくまで目線としては、これが高齢者にとっていいことなのか、幸せなことなのかというところを目線にやっただけだと思います。

それで、もう一つこのところで質問があるのですが、前回の計画のところでも、計画の評価や結果を広報等で公表、公開するとうたってみえるんですけども、それはいつなされたのでしょうか。ちょっと見覚えがないような気がするんですけど。

町民課長 評価等ですが、もちろんこの計画をつくる時には会議を開催して、委員さんたちには検討をしてもらっています。評価、公表等につきましては、できていないものですから、今後早急にやろうと思います。

5 七原 この前回の令和3年から令和5年度までの5ページです。4ページの一番下のところに、タイトルとして「計画書と評価」という項目が4、5ページのところにありまして。新規事業うんぬんかんぬんってあるんですけども、事業を積極的に周知を進め、評価結果を広報等により公表公開します、となっています。ですので、前、ふるさと納税のことだったかちょっと忘れましたが、計画として公開するとなっているものは公開しましょうよ、とたしかお話ししたと思うんですけど、計画で広報等によって公開しますよと書いていけば、きちんとそこまでやっていただきたいなと思います。

以上で、設楽町高齢者福祉計画に関する質問は終わりです。

5 七原 続きまして、「設楽ダム水力発電事業について」お伺いします。

5月24日の議会全員協議会及び6月7日の総務建設委員会におきまして、設楽ダム水力発電事業に関し発電規模、事業手法の検討結果と結論が示されておりまして。大変有意義で分かり易い資料にまとめられておりましたので、この資料を基に質問をさせていただきます。

まず、はじめに、年間売電可能量の計算に使われた、最大使用水量、有効落差、発電効率、設備利用率等を教えてください。

企画ダム対策課長 お答えします。設楽ダム水力発電の発電量計算に使用した最大使用水量は秒速2.7立米、有効落差は89.3メートル、発電効率は0.84です。また、設備利用率は、点検等による停止も考慮すると、おおむね70%程度となっております。

以上です。

5 七原 それでは、それぞれの数値について確認をさせていただきました。それで、今言われた数値を基に……今私が見ているのは、総務建設委員会の際に訂正版というふうに配っていただいた資料のほうをタブレットで見えていますけども、一番前まで戻っていただいて、総務建設委員会に入っていただいて、令和6年第2回ですけども、そこを見て話をしておりますが。効率については日進月歩で、どんどん羽根の効率とかが良くなっていけばどんどんいくんですけど、設備利用率についてお伺いしたいと思います。この70%っていう数字についてなのですけども、この数字自体はどこからはじき出したものなのでしょうか。

企画ダム対策課長 設備利用率の70%につきましては、日々の流量と落差を想定し、これに基づいた10年間の平均的な年間発電量を1年、365日、24時間、最大使

用水量秒速 2.7 立米、基準有効落差 89.3 メートルで発電した場合に発生する年間発電量で割ったものです。

5 七原 言葉の順番が違うだけで、そういうことなんです。要は、年間どのくらい動くかということなんですよね。最大発電毎日しますよ、そして年間どのくらい発電するのか、70%くらい発電しますよということで、年間の発電量という計算になるんです。

これは、資源エネルギー庁の資料になるのですが、2023 年の 11 月の会議の資料になります。こういうものについて、どこで調べればと思って経産省に問い合わせたら、資源エネルギー庁に聞けと言われて、聞いたならこういう資料がありますのでぜひ参考にしてくださいということで、ダウンロードできますよということでダウンロードさせてもらったんですが。この設備利用率については、この資源エネルギー庁のデータによりますと、平均 1,000 キロワット以上 5,000 キロワット未満ということで、とそれ以上と分けてありますけど、そここのところで見ると、大体平均値で 58.8%、この偏差を踏まえた中央値ですね、数学でならった。中央でいくと 61.3%です。資源エネルギー庁自体は 45%だろうというふうに見込んでいたらしいのですが、実際は平均で 58.8%、中央値 61.3%なので、この設備利用率というのは 60%前後というふうに考えたほうが現実的近いんじゃないかと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 今後の検討にあたっては、大湖水やいろんな売電価格のリスク等、今後どう取り扱っていくのか十分検討してまいりたいと思います。

5 七原 大湖水うんぬんということもあるんですけども、実際にデータとして出ていますので、このデータで見ると、2メガの付近で見ると、悪いところが 30%前後、高いところで 2メガ前後だと全部だとやっぱり 80%、85%ぐらいの利用効率があるんですね。その辺、こういった計画を立てるときの数値は大変大事ですので、やっぱりこの 70%という、多分、課長、私もそうですけど、専門家じゃないんですけども、根拠は何と言われたときに、さっきのようにしどろもどろになってしまうと大変無残な結果になってしまいますということになりますので、今後出すときに、計画としてはどのぐらいなんだが、実際はこのぐらいかもしれないという、現実的な値を示していただいたほうがいいのかなと思います。

実際、私、先般、滋賀県の姉川ダムというところのいぶき水力発電所という所に行ってきましたけれども、そこでもやっぱり効率っていうのはそんなに高くないと。機械の効率がそっちは高くなかったですけれども、実際設備の利用量とかそんなに高くはないというかたちでお話をいただきましたので、立てた計画値よりも数字が悪くなっていることだけは避けなきゃいけない、当たり前のことなんですけども。そこら辺がありますので、今後こういう数字については注意していただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。実質収支に関しまして、PFI事業による2メガ級発電で、20年で9億、60年で29億円と示されておりますが、この数字はミニマムな計画値であるのか、類似例からの推計値であるのか教えてください。

企画ダム対策課長 お答えします。本年5月24日の議会全員協議会及び6月7日の総務建設委員会でお示ししました実質収支は、発電所建設費用、発電所運営費用などの支出の各項目、発電量及び売電収入などを個々に算出しており、類似例からの単純な推計値というわけではありませんが、必ずしもミニマムな計画値ではなく、どちらかと言うと、平均的な状況を想定して算出した計画値になっております。

以上です。

5七原 数字についてはミニマムなものではないということを確認させていただきました。

これも資源エネルギー庁のデータに出ているのですけれども、運転維持費が1メガから5メガ未満というところで110件の発電所からのデータでありますけど。これも平均値がキロワット当たり年間2.2万円、中央値が2万円ということで、これを設楽町の数字を割ると年間2.3万円。近い数値にはなっています。ただ、これ書いてあるのですけど、これも運転維持費に関して言うと2メガ近辺の発電所に関して1キロワット当たり4万5,000円ぐらい年間かかっている施設もあります。一方でもっと低い施設もあるわけですが、これ、データだけで見ると、発電規模が多くなればなるほど、当たり前ですが、規模の利益が出てくるようになるのですけれども、この辺のことをしっかりと把握して数字を出していただかないと、赤字になるということは私もないというふうに確信しております、この事業をなんとしても成功させなければいけないという前提でお話をさせていただいていますので、余計に、普通の株主に当たる納税者の理解を得るためには、こういった数字をきちんと、こういうところから出してありますと出していただければありがたいなと思っております。

これに関連して、これ、発電機についても当然オーバーホールが必要になるのですけれども、この発電所に関してこのオーバーホールの費用が何年ぐらいで幾らぐらい使うのか、そういったものは維持費のほうにはいっていますでしょうか。

企画ダム対策課長 現在、その費用については入っておりませんので、今後、事業の委託をする検討に当たっては、検討材料として加味していきたいと思っております。

5七原 1キロ当たり2.3万円ぐらいで年間計算していきますと、これ、実は、資源エネルギー庁の2.3万円のデータの中ではオーバーホールの費用は入っているんです。ですので、おそらくこれぐらいの費用でいけるのではないかという計算でいいかなと思います。

ちなみに、オーバーホールの実施については、実績値になりますが、運転から大体9年目、中央値で。平均値で9.8年目ぐらいでオーバーホールをしていると。オーバーホールに伴う停止期間というのはおおむね2.3か月。オーバーホールの

費用というのは、1,000キロワットあたり平均値で3.5万円、中央値で4.1万円、2メガで。実績として出ています。

こういった費用を、何が入って、何が入っていないかというのは、今課長がおっしゃったのはただの勘違いだと思いますので、また自分のメモを見直していただければそれで結構ですけれども、概ね6年から16年に1回程度実施をしますよということになっている。で、平均ですと10年ということになっています。これは御参考までに御知り置きください。

オーバーホールとかこういったことをきちんと、データとしてとらえてあるかどうかということで大分違うと思いますので、今後こういったこと、計画を進めていく上できちんと漏れのないようにしていただければなと思います。

では、最後の質問です。

発電規模に関しては、建設費用の対策の必要性が、事業手法についてはPFI手法を上回る手段があればこの限りではないという旨が述べられておりますが、これらの決定のタイムリミットはいつ頃と想定してみえますでしょうか。

企画ダム対策課長 回答します。現在のところ想定しているPFIによる事業の場合、発電所本体の建設に約3年、発電所本体の設計等に約1年、事業者の募集及び契約手続きまでにかかる期間として約3年、合計7年程度が必要であると見込んでおります。

令和14年度に予定されている設楽ダムの試験湛水開始までには、発電所の主要部分を完成させておく必要があると考えており、そこから逆算すると、令和7年度、すなわち来年度中に発電規模、事業手法等を現在の想定どおりとして事業を進めるのか、最終的に決定する必要があると考えております。

以上です。

5七原 大変具体的なお答えでした。来年度中には全て決めるんだと。決めないとちょっと間に合わないよということですので。今まで言っていた数字とかそういうことを含めて、きちんともう一度把握しなおしていただいて、事業を進めていただきたいと思います。

せっかくですので、町長にもう一度、水力発電に関する思いとか意気込みがあればいただきたいと思います。

町長 水力発電ですね、いよいよここまで来ましたので、町にとってどんな方法でどんなプランが一番いいのかということも含めて、一番私どもの町に有益なものになるように一生懸命考えてやっていきたいと思っております。

5七原 以上で、私の質問を終わります。

議長 これで、七原剛君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。それでは、2時50分まで休憩をとりたいと思います。

2時50分に御集合をお願いします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 50 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に、日程第 6、承認第 2 号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、承認第 2 号「専決処分の承認について」を説明しますので、資料の 53 ページを御覧ください。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、9 月 30 日に別紙、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

57 ページを御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 682 万 4,000 円を追加し、予算総額を 61 億 2,604 万 5,000 円とするものであります。衆議院議員総選挙に係る執行経費のみを計上するものであります。

それでは、歳出の、補正予算に関する説明書、68、69 ページを御覧ください。

2 款総務費、4 項選挙費、2 目衆議院議員総選挙費、1 節報酬と 3 節職員手当等は、選挙立会人報酬や開票に係る時間外勤務手当等の投開票事務経費であります。7 節報償費は、ポスター掲示板の用地借用謝礼であります。8 節旅費は、選挙管理委員への旅費であります。10 節需用費は、選挙事務用具を始め、広報車用燃料、選挙参考図書費等であります。11 節役務費は、郵送代などの経費であります。12 節委託料は、住民情報システム大量帳票印刷、大量パンチ事務委託として、入場券の印刷委託と、ポスター掲示板設置撤去委託料では、2 段 8 区画の掲示板を 33 箇所設置、撤去する費用であります。13 節の使用料及び賃借料は、会場借上料、期日前投票所会場借上料等の経費であります。

以上の歳出補正額 682 万 4,000 円の財源は、資料 66、67 ページの歳入補正において、全額を 16 款県支出金、3 項県委託金、1 目総務費県委託金、7 節衆議院議員総選挙費委託金において、県より委託金を受けるものであります。

説明は以上です。

議長 それでは、本案について説明が終わりました。

承認第 2 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第 2 号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第2号は、承認することに決定いたしました。

議長 日程第7、議案第58号「設楽町保育所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第58号「設楽町保育所条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の71ページを御覧ください。

設楽町保育所条例の一部改正につきましては、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由としましては、令和7年4月1日から、令和6年度まで運営していましたが、社会福祉法人田口宝保育園を公立化することと、清嶺保育園を既存の田口宝保育園と統合をすることから、新たに町営で、設楽町田口・清嶺保育園として運営となることに伴い、名称及び位置の変更が生じるため、関係する条例の一部を改正するものであります。

条例の改正詳細につきましては、町民課長のほうから説明させていただきます。

町民課長 それでは、74ページの保育所条例の新旧対照表のほうを御覧ください。今、副町長から説明があったとおり、まず、改正前の名称、清嶺保育園と清嶺保育園の住所をやめまして、改正後は、田口・清嶺保育園という名称になりまして、改正後の位置は、設楽町田口字居立14番地2となります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第58号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第58号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第58号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 よろしいですか。それでは、日程第8、議案第59号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」から、日程第11、議案第62号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第59号から第62号までの一般会計及び2つの特別会計、そして1事業会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第59号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」につい

てを説明しますので、75 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 6,281 万 6,000 円を追加し、予算総額を 61 億 8,886 万 1,000 円とするものであります。

第 2 条の繰越明許費については、78 ページの第 2 表を御覧ください。

今回設定する繰越明許費は、1,676 万 9,000 円であります。

今年の夏、8 月 5 日に本庁舎が落雷を受けたことに伴い、非常用発電装置が損壊してしまったため、新規更新の必要が生じました。今回、補正を計上させていただいていますが、注文後製作に取りかかる発電装置自体の納期が半導体の確保などの要因も含め、遅れることが予想されるため、繰越明許費とするものであります。

第 3 条の地方債の補正につきましては、79 ページの第 3 表を御覧ください。

地方債補正に記載する公共施設災害復旧債、630 万円は、今回大雨による町道 3 路線の復旧手当について道路河川災害復旧事業の対象に追加するものであります。詳しくは歳入で説明いたしますが、3 件の町道の大雨による被災対応について執行するもので、公共施設災害復旧債を充てて実施して参ります。

今回の補正予算の主なものは、8 月 5 日の落雷と 8 月 31 日の台風による被災対応が約 8 割を占めております。

そして、11 月の議会全員協議会で説明しました、今年度の人事院勧告に伴う一般会計及び特別会計、そして事業会計における給与等の人件費の補正などについては、現在のところ 12 月から臨時国会で審議される予定ですが、給与法がまだ通過していないため、人事院勧告に伴う人件費の補正は、国会が通り次第、直近の町の定例議会、もしくは、臨時議会になるかもしれませんが、関係条例の改正と補正予算の上程、審議を予定しておりますので、その節はよろしくお願いたします。

それでは、歳出から説明をしますので、補正予算に関する説明書、90、91 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 12 節委託料 49 万 5,000 円につきましては、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づく、令和 6 年度給与改正分及び令和 7 年度改正予定の地域手当の導入等の対象者が、議員、一般職員、会計年度任用職員など広範囲にわたることが予想されたため、多数の条例、規則等への影響が想定されるため、人事院勧告に伴う給与関係例規整備支援業務委託として発注するものであります。

2 目財産管理費 10 節需用費 1,297 万 5,000 円につきましては、8 月 5 日の落雷に伴う修繕費です。9 月の補正でとりあえず 1,000 万円を計上させていただきましたが、その後の調査で、役場空調、キュービクル、火災報知器、非常放送設備等計 12 件で、2,297 万 5,000 円が必要となり、差額を今回計上させていただくものであります。

13 節使用料及び賃借料 188 万円につきましては、同じく落雷に伴い損傷いたします非常用自家発電機の仮設設置費用です。このことについても、9 月補正でと

りあえず 800 万円を計上させていただきましたが、今年度、8 月 27 日から 3 月 31 日までの経費として、988 万円が必要なことが判明したため、差額分を今回計上するものであります。

14 節工事請負費 1,676 万 9,000 円につきましては、先ほど繰越明許費で説明した、落雷に伴い損傷している非常用自家発電装置の新規更新に係る費用であります。

3 款民生費、1 項 2 目障害者福祉費、22 節償還金利子割引料 56 万 4,000 円につきましては、豊橋市内の 1 事業所による障害者訓練等給付費の過大請求が判明したため、国、県に返還を行うものであります。

6 目地域活動支援センター費、1 節報酬 20 万円は、みらい工房通所者のサポート人数を 2 名体制で行っていましたが、3 名体制の必要が生じたため補正するものであります。

7 目国民健康保険費、27 節繰出金 39 万 4,000 円につきましては、特別会計のほうで説明させていただきます。

同じく、8 目後期高齢者医療保険費、27 節繰出金についても、特別会計のほうで説明させていただきます。

92、93 ページを御覧ください。

2 項 2 目保育園費 95 万 9,000 円につきましては、先ほどの条例改正で審議していただいた、来年度より 2 つの保育園を統合し、公立として運営する、田口・清嶺保育園を運営していくため、今年度中に準備の必要な予算を計上させていただきました。

10 節需用費 59 万 6,000 円は、連絡帳など入園までに用意する 20 品目を購入するものです。

14 節工事請負費 31 万 3,000 円は、新たに旧田口宝保育園の園舎を公立化して使用するため、ネットワーク環境を整備するものであります。

17 節備品購入費 5 万円は、職員用ロッカーを 3 名分を追加するものであります。

4 款衛生費、1 項 5 目斎苑費、1 節報酬 24 万 2,000 円と、8 節旅費 6,000 円は、今年度、火葬件数が現在まで多くなっておりまして、3 か年の平均 140 件で当初予算は見込んでいましたが、この状況で判断すると、年間 30 件ほど増える年間 170 件を見込みでおります。その影響を受けて斎苑の業務を行っていただいている、会計年度任用職員の報酬及び旅費を補正するものであります。

12 節委託料 22 万円は、今の説明に伴い、シルバー人材センターへも業務委託料の補正をするものであります。

94、95 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 292 万 6,000 円は、この部分だけは今回、人件費の補正をお願いするものです。2 節給料から、4 節共済費まで、いずれも、休職中の職員には規則に基づくルールで給与等、支払いを行っておりますが、新たな職員を採用したことに伴い、関係する人件費を補正させていただく

ものであります。

7款土木費、2項2目道路維持費、13節使用料及び賃借料 300万円につきましては、当初予算で見込んでいた通常の維持応急復旧費用が夏場の大雨等で増加し、一部、災害復旧費に振替を行うことと、今後迎える冬の雪氷対応費用に影響に備えるため補正するものです。

2項2目道路維持費、14節工事請負費 390万円の減額は、8月31日の台風10号による被災箇所の一部を災害復旧費に振り替えて行うことによる減額補正であります。対象路線は、町道田内中道上線であります。この道路の路肩決壊の構造物を造る工事であります。

3項1目河川総務費、18節負担金補助交付金 30万円は、警察署裏の、田口地区急傾斜崩壊対策事業について、早急な工事完了を要望しているところですが、県予算の追加があり、事業量、事業費の増加に伴う負担金の増額の補正であります。

96、97 ページを御覧ください。

8款消防費、1項1目常備消防費、10節需用費 155万9,000円につきましては、新城市消防本部からの依頼で、津具分遺書の1階事務室及び2階仮眠室の空調設備の修繕が必要ということで、修繕予算の不足分の補正であります。

18節負担金補助交付金 198万円につきましては、新城消防職員の退職手当金、新規採用職員の被服等貸与品費、ホース等備品などの追加経費に対する負担金の追加補正であります。ちなみに、新城管内全体では2,600万円の増加の見込みであります。

2目非常備消防費、11節役務費 40万円につきましては、当初予算要求時の入力金額の誤りで6台分が不足するため補正するものです。申し訳ありませんでした。

3目消防施設費、10節需用費 650万1,000円については、8月5日の落雷に伴い損傷した防災行政無線（移動系）回線障害修繕として、役場及び大鈴中継局機器の取替え、及び、防災行政無線（同報系）の修繕として、名倉小学校屋外子局の修繕を行う補正であります。

9款教育費、1項2目事務局費、12節委託料 107万円は、スクールバス運行委託について、夏休み中のプールへの便と中学生の部活の便に増加が必要となりました。臨時便を増便していることによる補正であります。

17節備品購入費 193万円は、名倉小学校調理場のティルティングパン——これは煮込みから煮物、蒸し物、炒め物までこなす万能の加熱調理器のことだそうですが、が故障し、調理に支障をきたしているため、今後の学校給食センターの建設時には他校の給食も受け持つ予定もしているため、新規更新をするための補正であります。

10款災害復旧費、2項1目道路河川災害復旧費、13節使用料及び賃借料 530万円につきましては、8月31日の台風、豪雨に係る災害復旧費用のうち、7款土

木費、2目道路維持費から一部を振り替えして道路河川災害復旧費の予算で対応することと、追加対応路線などが生じたことによる補正であります。追加路線としましては、町道沖駒稻武線等であります。

98、99 ページを御覧ください。

14 節工事請負費 550 万円につきましては、8 月 31 日の台風、豪雨に係る災害復旧費用のうち、7 款土木費、2 目道路維持費から一部を振り替えし、道路河川災害復旧費の予算で対応することによる補正であります。その路線は、先ほど言った町道田内中道上線の補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、説明書 86、87 ページを御覧ください。

13 款分担金及び負担金、2 項 3 目衛生費負担金 4 万 8,000 円の減額につきましては、歳出で説明したとおり、年間では火葬件数が 30 件ほど増える見込みではありません。しかし、豊根村、根羽村の負担金は減額となります。斎苑業務に係る、もろもろの必要経費を認めていただいておりますが、当初予算では電気料や燃料代等物価上昇など、安全な運営を見込んでいましたが、火葬 1 件当たりの経費を再計算したところ、負担金については減額となる見込みであります。まだ 12 月時点の見込みですので、今回補正もどうかと思いましたが、最終は 3 月 31 日完了時に各町村の負担額が確定しますので、また補正があると思っておりますが御理解下さい。

14 款使用料及び手数料、1 項 3 目衛生使用料、1 節斎苑使用料 60 万円につきましては、歳出で説明した火葬件数が 30 件ほど増える見込みの補正であります。

16 款県支出金、1 項 2 目民生費県負担金、4 節後期高齢者医療保険費負担金 115 万 9,000 円については、令和 6 年度の保険基盤安定負担金の確定に伴い、現年度当初差額について、愛知県から 4 分の 3 の負担金を受けるものであります。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 2,564 万 1,000 円につきましては、歳入歳出調整で基金より繰り入れるものであります。

88、89 ページを御覧ください。

21 款諸収入、4 項 4 目雑入、2 節財産管理費収入 2,841 万 3,000 円につきましては、8 月 5 日の落雷に伴い損傷した機器について、建物等共済補償費として、現在保険で確定した内容について、歳入補正するものであります。今のところ、庁舎空調、非常用自家発電、議場の照明について確定しております。

9 節障害者福祉費収入 75 万 1,000 円につきましては、歳出の民生費、障害者福祉費で説明したとおり、豊橋市内の 1 事業所における、障害者訓練等給付費の過大請求が判明しましたので、この事業所に対して、過年度返還金を請求する補正であります。

22 款町債、6 項 1 目災害復旧事業債、2 節公共施設災害復旧債 630 万円につきましては、地方債補正で説明したとおり、夏の豪雨によって町道 3 路線の復旧手当について、起債を受けて対応するものであります。

一般会計については、以上です。

次に、議案第 60 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」についてを説明しますので、資料の 105 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 39 万 4,000 円を追加し、予算総額を 6 億 901 万 8,000 円とするものであります。

歳出から説明しますので、116、117 ページを御覧ください。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費、10 節需用費 39 万 4,000 円については、令和 6 年 12 月 2 日から、昨日もニュースのほうで言われておりますが、現行保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を所持しない被保険者に対しては、代替えとして資格確認書を交付することとなります。国のシステム仕様がようやく確定し、様式の発注が可能となったことから印刷製本費の補正を行うものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、114、115 ページを御覧ください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、3 節職員給与等繰入金 39 万 4,000 円については、歳入歳出調整で一般会計より繰入れを行うものであります。

続いて、議案第 61 号「令和 6 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)」について説明しますので、資料の 119 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 1,517 万 3,000 円を追加し、予算総額を 2 億 3,835 万円とするものであります。

歳出から説明いたしますので、資料の 130 ページ、131 ページを御覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金費、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、18 節負担金補助交付金 1,517 万 3,000 円につきましては、2 つの負担金の補正を行うもので、1 つ目は、令和 6 年度の保険基盤安定負担金の確定により、現行の当初予算との差額について計上させていただくものです。また、2 つ目は、令和 6 年度に入り保険料率の変更、確定により、現行の当初予算との差額を計上する補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、128、129 ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年度分特別徴収保険料 625 万 8,000 円と、2 節の現年度分普通徴収保険料 743 万 6,000 円、及び 3 節滞納繰越分普通徴収保険料 6 万 7,000 円の減額は、保険料調定の確定に伴う補正であります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金 154 万 6,000 円は、歳出で説明した、令和 6 年度の保険基盤安定負担金の確定により、現行の当初予算との差額分を一般会計より繰り入れる補正であります。

次に、最後ですが、議案第 62 号「令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)」について説明しますので、133 ページを御覧ください。

簡易水道事業会計につきましては、企業会計に移行したことにより、今回の補正資料などはまだ見慣れていないと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、議案書の第 1 条は、総則であります。

第 2 条は、収益的収入及び支出についてです。

予算書第3条の本文を、「収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債を、4,800千円借り入れ、水質検査、水道施設の修繕及び撤去費に充てるため、簡易水道運営基金、8,444千円を取り崩す」に改めるものであります。

第3条は、同じく、収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

支出について、1款1項営業費用として、580万4,000円の増額をお願いするものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、1款6項基金取崩収入として、48万4,000円の増額をお願いするものであります。

支出につきましては、1款1項建設改良費として、48万4,000円の増額をお願いするものであります。

137ページから140ページまでは、予算キャッシュ・フロー計算書などが添付してありますので、また御覧いただきたいと思っております。

次に、収益的支出の詳細内容について説明しますので、142、143ページを御覧ください。

支出についてですが、1款水道事業費用、1項2目配水及び給水費、15節61万6,000円は、今問題となっているPFAS（有機フッ素化合物）の水質検査の委託の費用であります。

18節修繕費518万8,000円は、配水及び給水施設修繕、宇連テレメーターですとか、小松の加圧ポンプ場テレメーター、呼間の減圧弁などの修繕をするために補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、144ページ、145ページを御覧ください。

まず、支出についてですが、1款資本的支出、1項3目固定資産購入費、18工具、器具及び備品固定資産購入費48万4,000円は、ポータブル水質計の購入の補正であります。

次に、収入についてですが、支出の48万4,000円を簡易水道運営基金を取り崩して財源に充てるものであります。

説明については、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第59号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第59号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議案第 59 号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 60 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 60 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 60 号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 61 号「令和 6 年度後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 61 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

(発言する者あり)

議長 失礼しました。文教ですね。

元い。議案第 61 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 61 号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 62 号「令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 62 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 62 号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。
本日は、これで散会といたします。お疲れ様でした。

散会 午後 3 時 23 分